

岡山県税制懇話会報告書

—岡山県産業廃棄物処理税に関する検討—

令和4（2022）年10月

岡山県税制懇話会

はじめに

産業廃棄物処理税導入前の岡山県では、平成12（2000）年度末における県内の最終処分場の残余年数が残り4年半とひっ迫した状況になるなど、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル強化対策が喫緊の課題であった。

こうしたことから、平成13（2001）年度に当懇話会を設置し、様々な観点から議論を行い、「環境の世紀にふさわしい岡山の創造」を目指し、環境に直接負荷をかけている排出事業者に経済的負担（＝税）を課することで、排出事業者が税率相当分をコストの増大と捉えてコストダウンに取り組むことがすなわち最終処分量の減少につながることを、新たな税の導入により事業者や県民の議論が喚起され、環境問題の当事者として現状を見直すことで発生抑制の意識啓発に効果が期待できることなどから、平成15（2003）年に産業廃棄物処理税を導入した。

以降今日まで約20年間、この税の賦課により発生抑制等を促進しつつ、税収を活用して様々な産業廃棄物対策の事業を展開してきた。

この間、様々な状況の変化があったが、特に近年では、国際連合において「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられ、世界共通の目標の一つとして「つくる責任つかう責任（持続可能な生産消費形態の確保）」が示されるなど、環境問題意識の高まりとともに、ESG投資（財務情報に加えて環境への配慮などの観点を取り入れた投資）や脱炭素など社会全体が環境を意識してその課題解決に取り組む状況が見られるようになってきている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、デジタル化の流れが加速し、事業活動や消費行動が大きく変化している。

今回の検討に当たっては、産業廃棄物の広域移動の状況、種類ごとの再生利用率の変化について分析を行うとともに、こうした社会情勢が大きく変化している状況においても、産業廃棄物の発生抑制など税導入の目的の重要性が失われることなく、その役割が一層期待されることを確認した。

この報告を契機として、産業廃棄物処理税の目的である産業廃棄物の発生抑制、再生利用率の向上等を通じた持続可能な社会の構築に、排出事業者をはじめ、全ての事業者や県民の方が取り組まれることを期待する。

目 次

I 本 編

1 産業廃棄物処理税導入の効果

- (1) 産業廃棄物の状況 1
- (2) 税収と充当事業費の推移 11
- (3) 使途事業の実績と主な成果 12

2 継続の必要性

- (1) 必要性 17
- (2) 税制度 18

3 今後の方向性

- (1) 使途事業 25
- (2) 基金 25
- (3) 税制度見直しの時期 26

II 資 料 編

- 岡山県税制懇話会設置要綱 27
- 岡山県税制懇話会委員名簿 28
- 岡山県税制懇話会審議経過 29
- 産業廃棄物処理税の使途事業 30
- 都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況 44

1 産業廃棄物処理税導入の効果

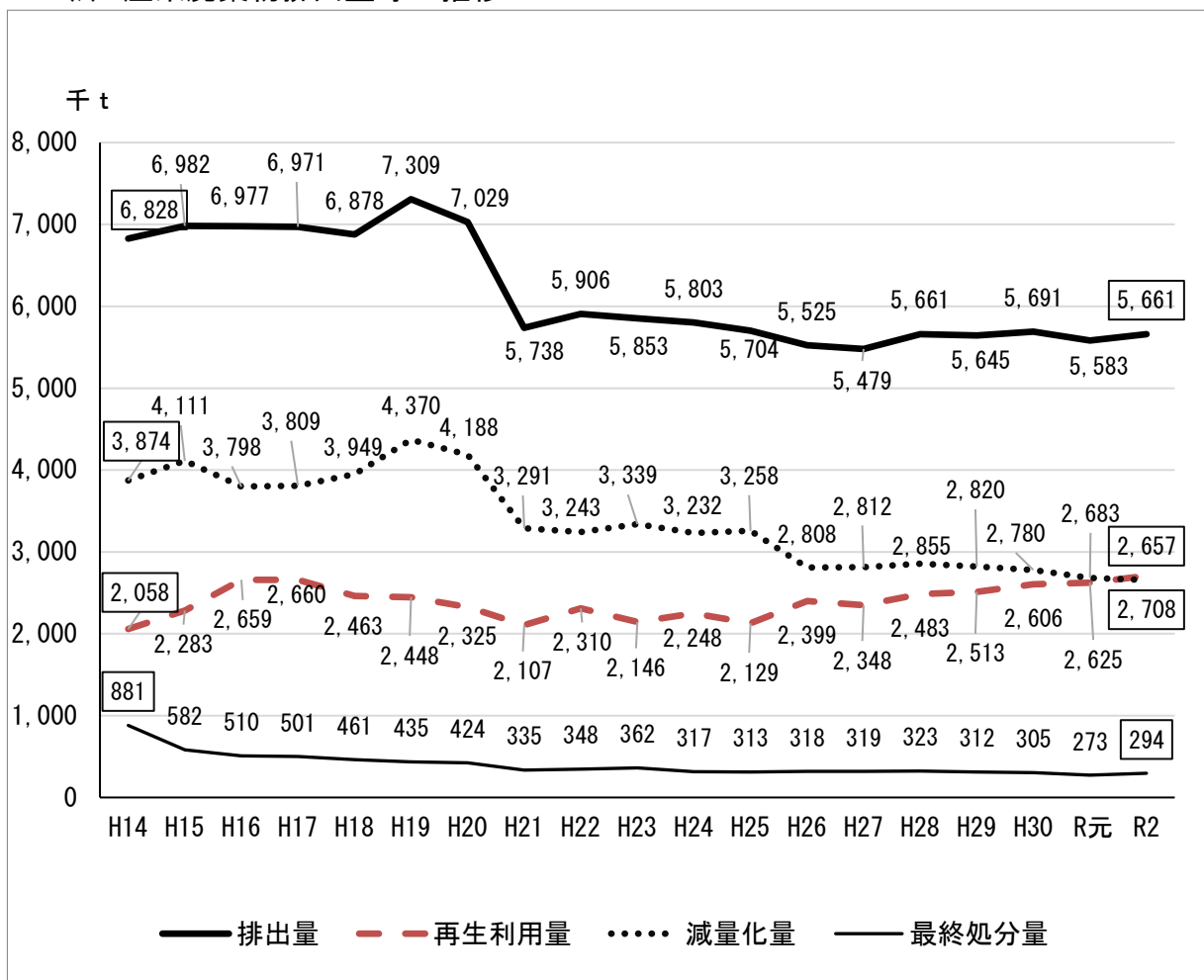
(1) 産業廃棄物の状況

ア 県内排出の状況

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況は、次表のとおりである。産業廃棄物処理税（以下「産廃税」という。）導入後の排出量は平成19（2007）年度に増加が見られたが、全体としては減少傾向となっている。最終処分量は産廃税の導入前の平成14（2002）年度の881千tに比べ、令和2（2020）年度は294千t（平成14（2002）年度と比較して（以下「H14比」という。）33.4%）と大幅に減少している。

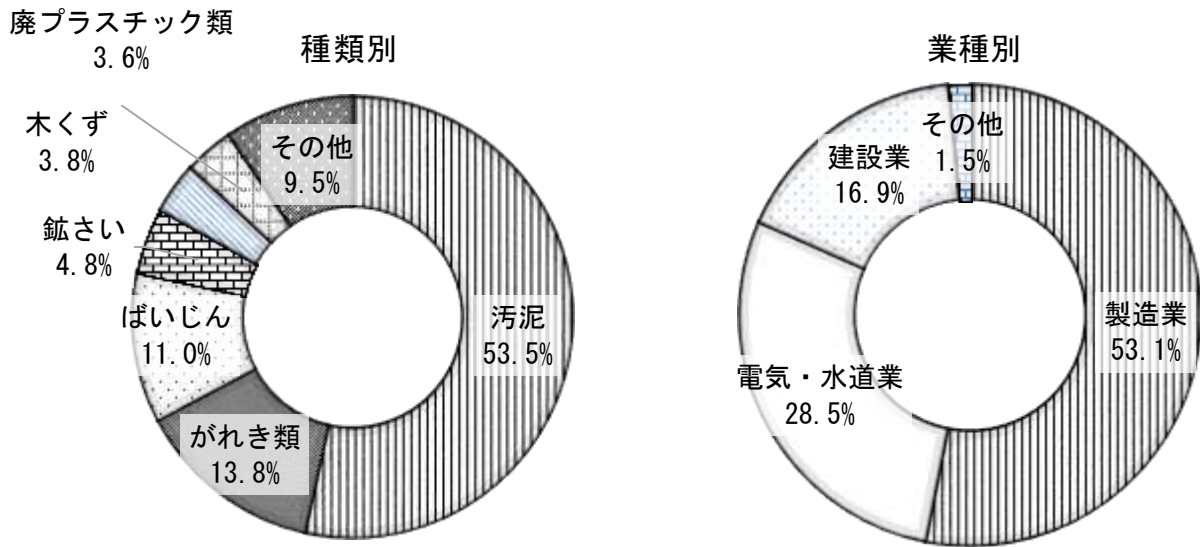
排出量を見ると、種類別では汚泥が一番多く、がれき類、ばいじんと続き、業種別では製造業が一番多く、電気・水道業、建設業と続き、この3業種で全体の98%を占めている。

(7) 産業廃棄物排出量等の推移



参考：岡山県産業廃棄物実態調査報告書

(イ) 種類別・業種別の排出量（令和2（2020）年度実績）



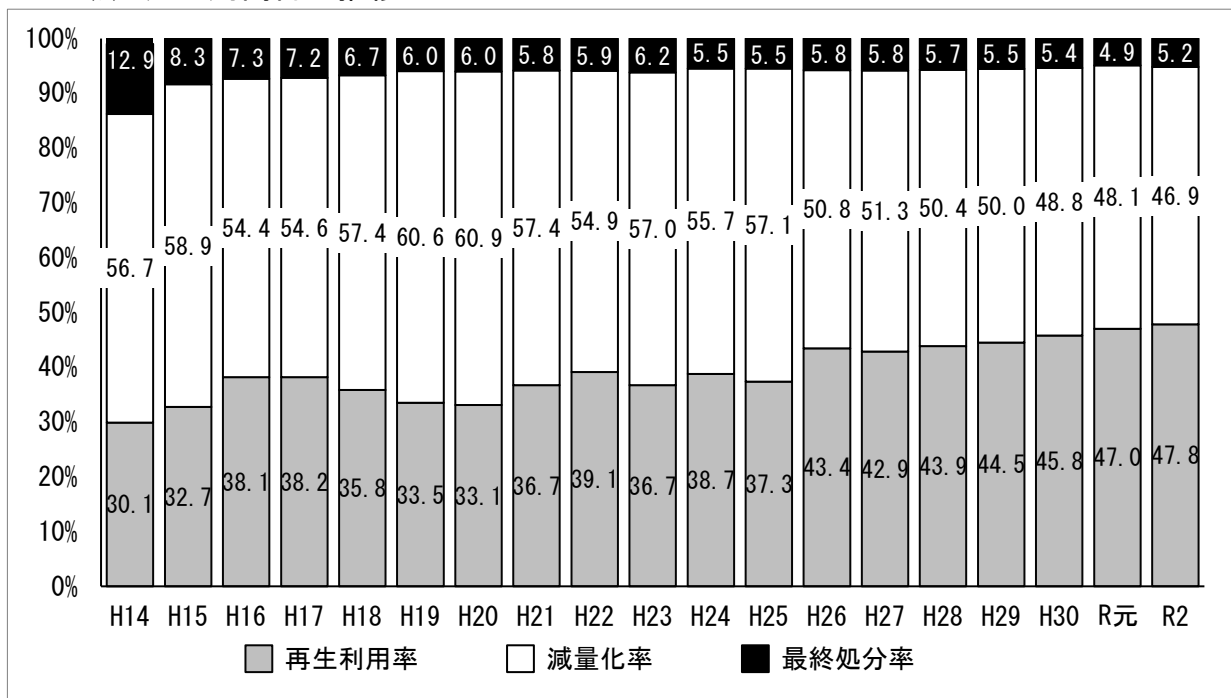
参考：岡山県産業廃棄物実態調査報告書（令和2年度実績）

イ 処理状況

再生利用率が上昇しており、最終処分率は平成14（2002）年度の12.9%から令和2（2020）年度では5.2%まで減少している。

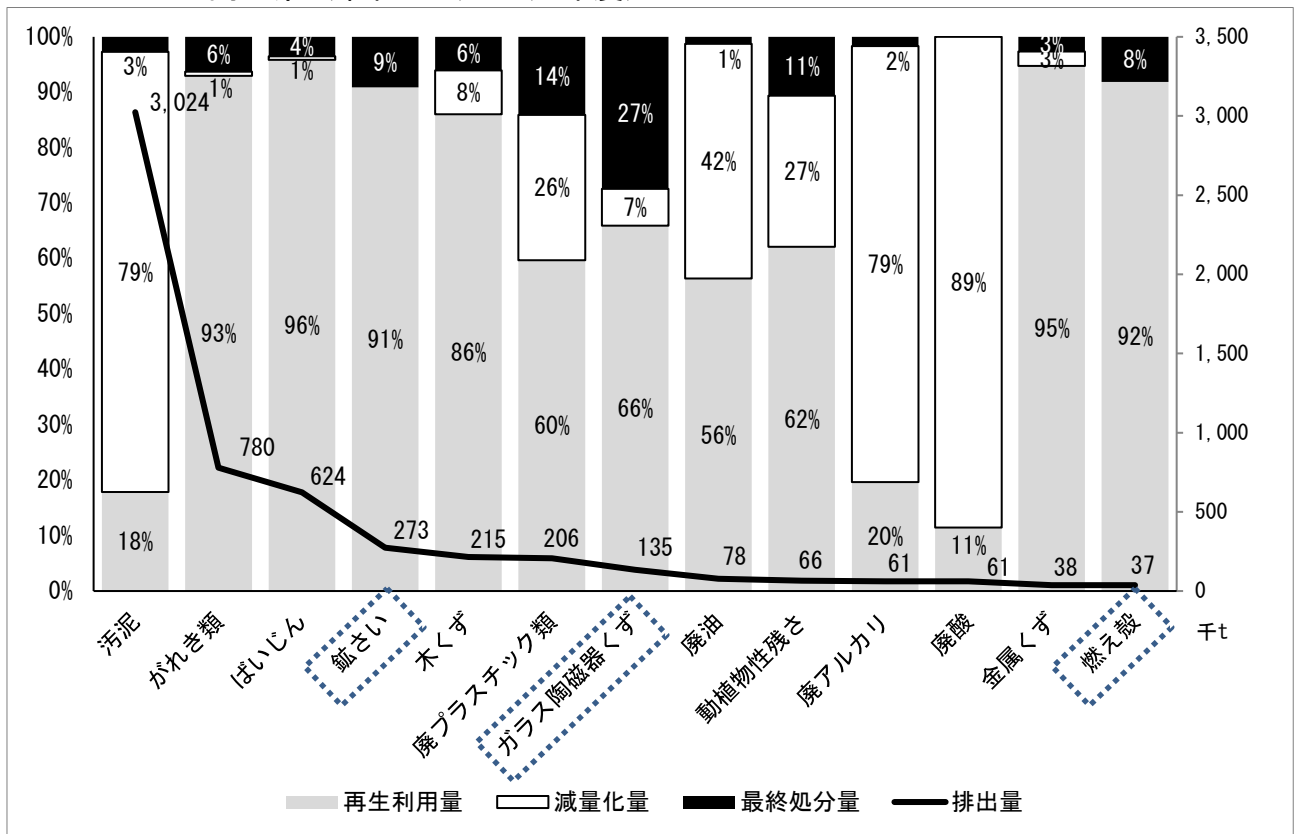
また、平成27（2015）年度当時には全国集計と比較して再生利用率が低かった鉢さい、ガラス陶磁器くず及び燃え殻については、大幅な改善が見られ、特に燃え殻については全国集計を上回る再生利用率となった。広域移動の実態等も踏まえると、この3品目を主にセメント原料等として再生利用する事業者が増えた結果と考えられる。

(7) 処理別割合の推移

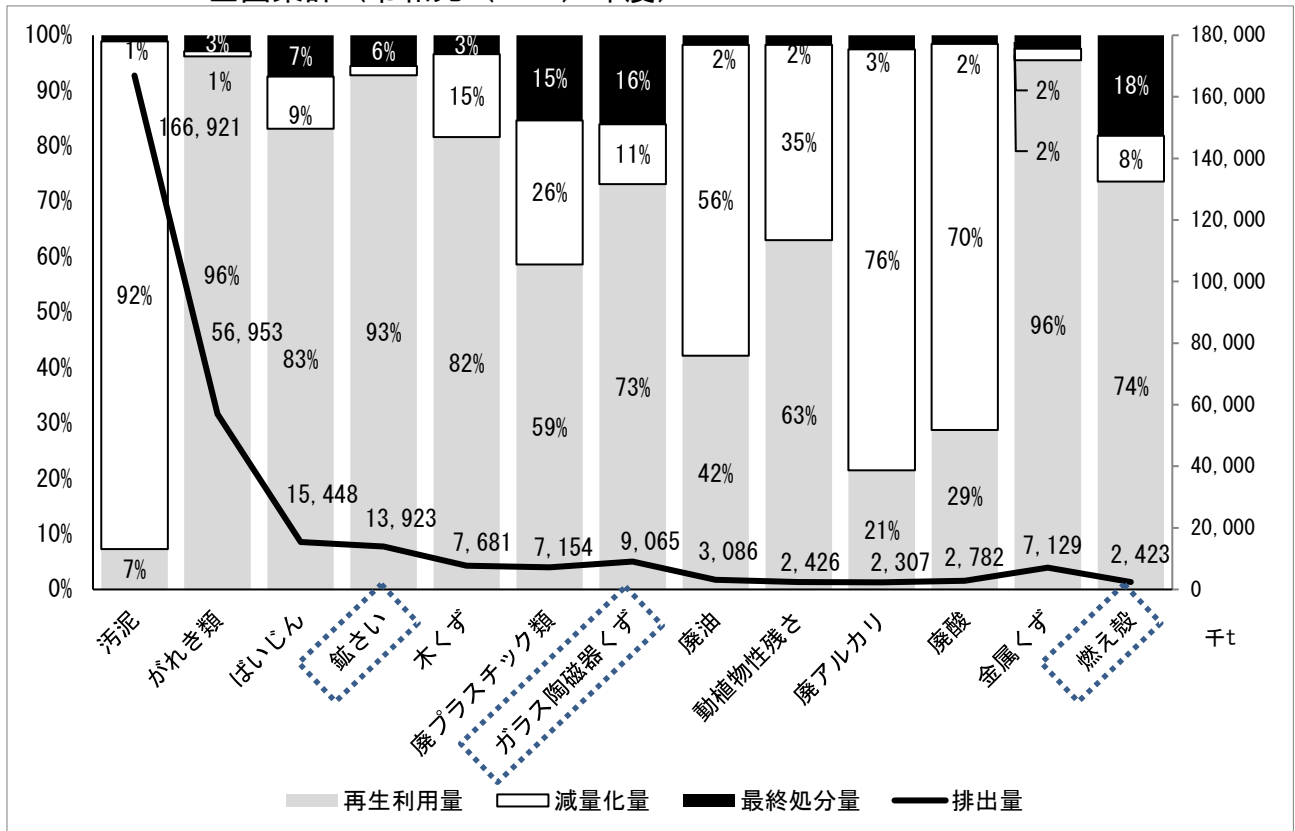


(イ) 種類別の処理状況

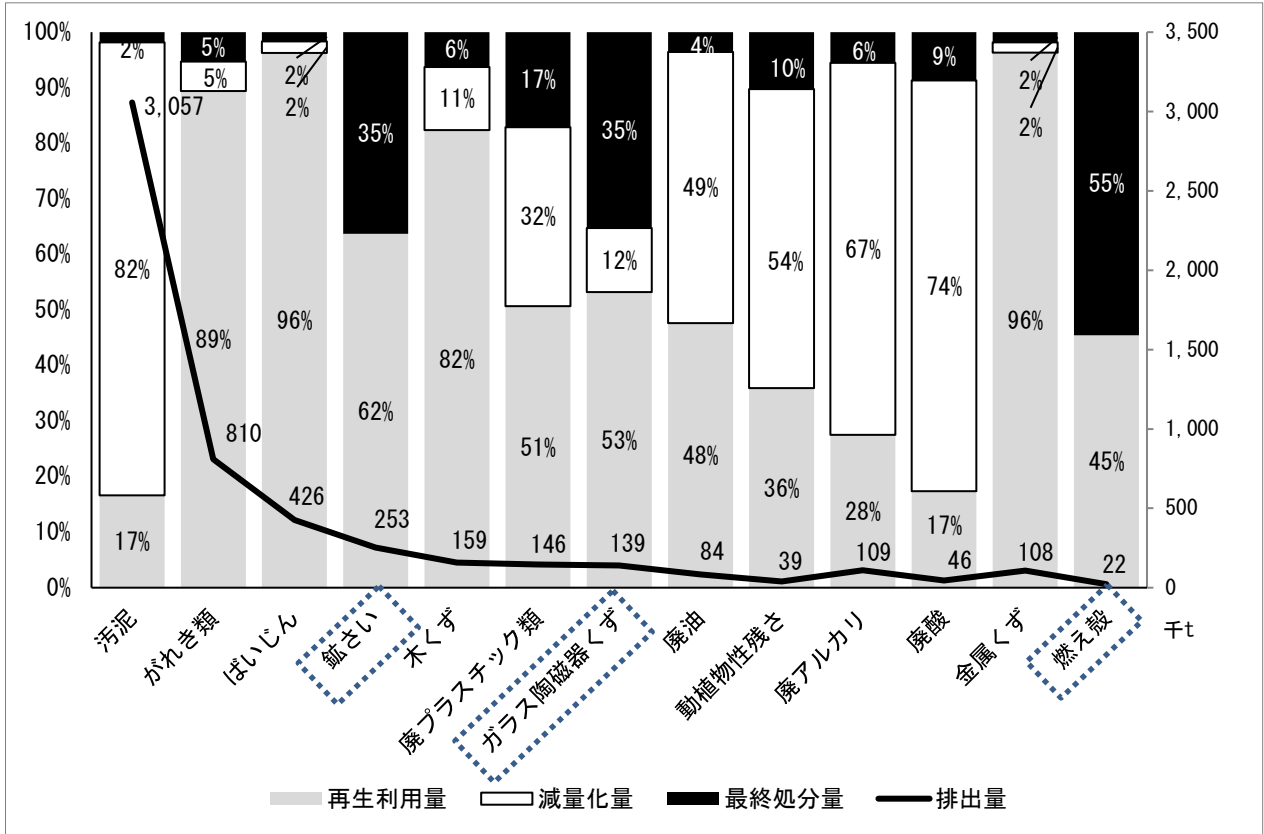
a 岡山県（令和2（2020）年度）



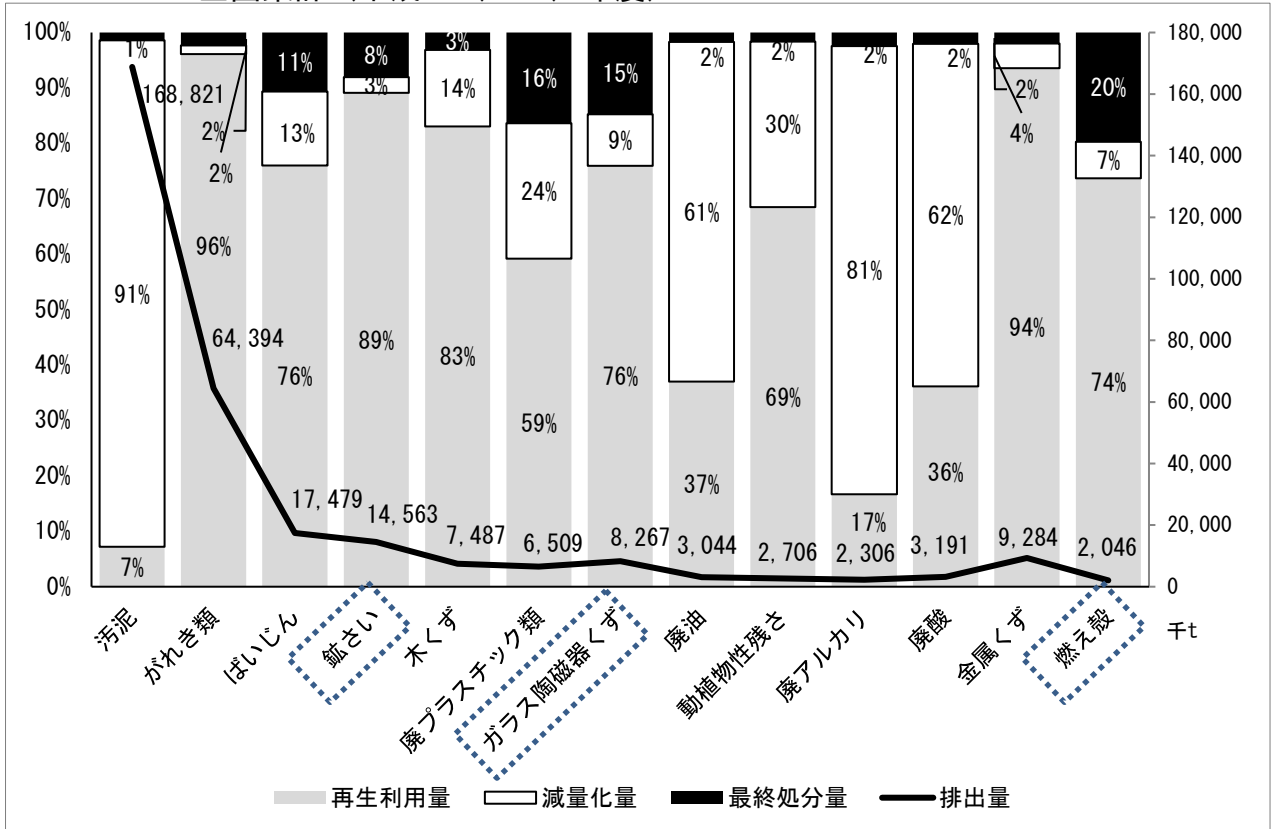
b 全国集計（令和元（2019）年度）



c 岡山県（平成27（2015）年度）



d 全国集計（平成26（2014）年度）

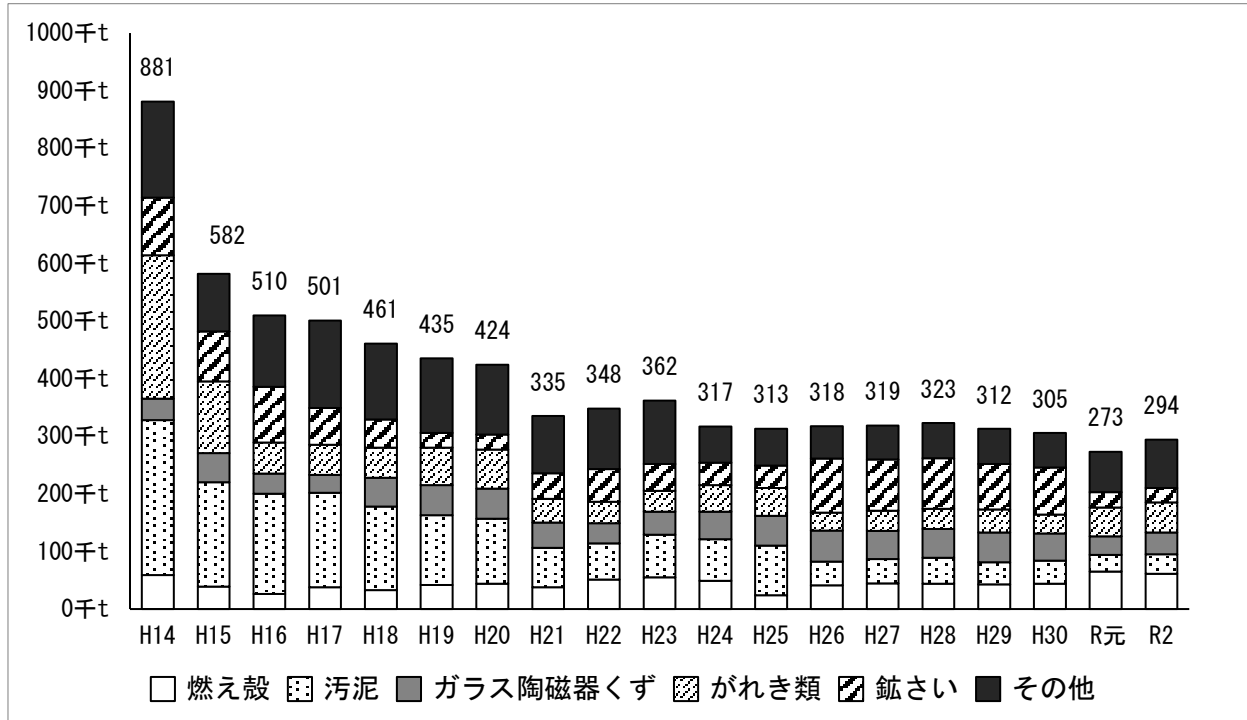


参考：岡山県産業廃棄物実態調査報告書、廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省）

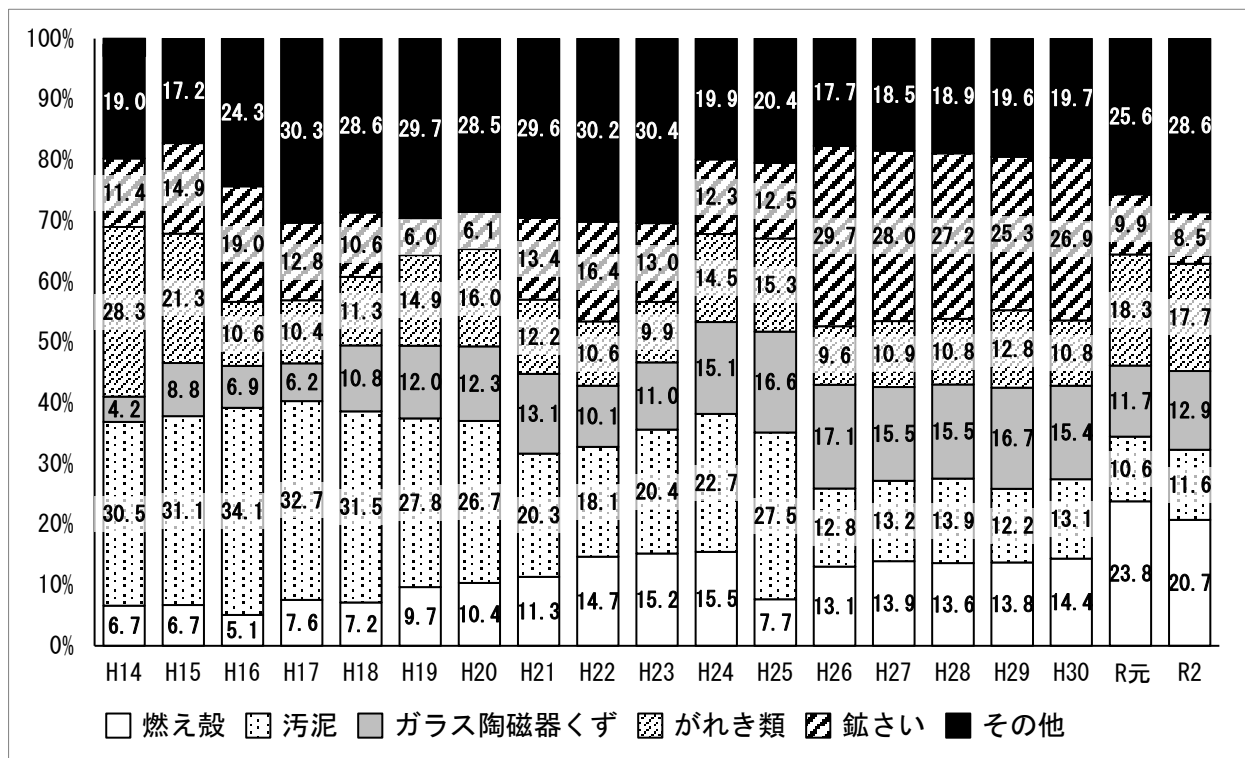
ウ 種類別の最終処分の状況

県内で発生した排出量のうち、再生利用及び減量化を経て、最終処分される量を種類別で見ると、最終処分量が減少する中、汚泥の割合が減少傾向である一方で、燃え殻の割合が増加傾向である。

(7) 種類別最終処分量の推移



(1) 種類別割合の推移



参考：岡山県産業廃棄物実態調査報告書

※ 種別は最終処分時の種別であり、排出時の種別とは異なる。

エ 広域移動の状況

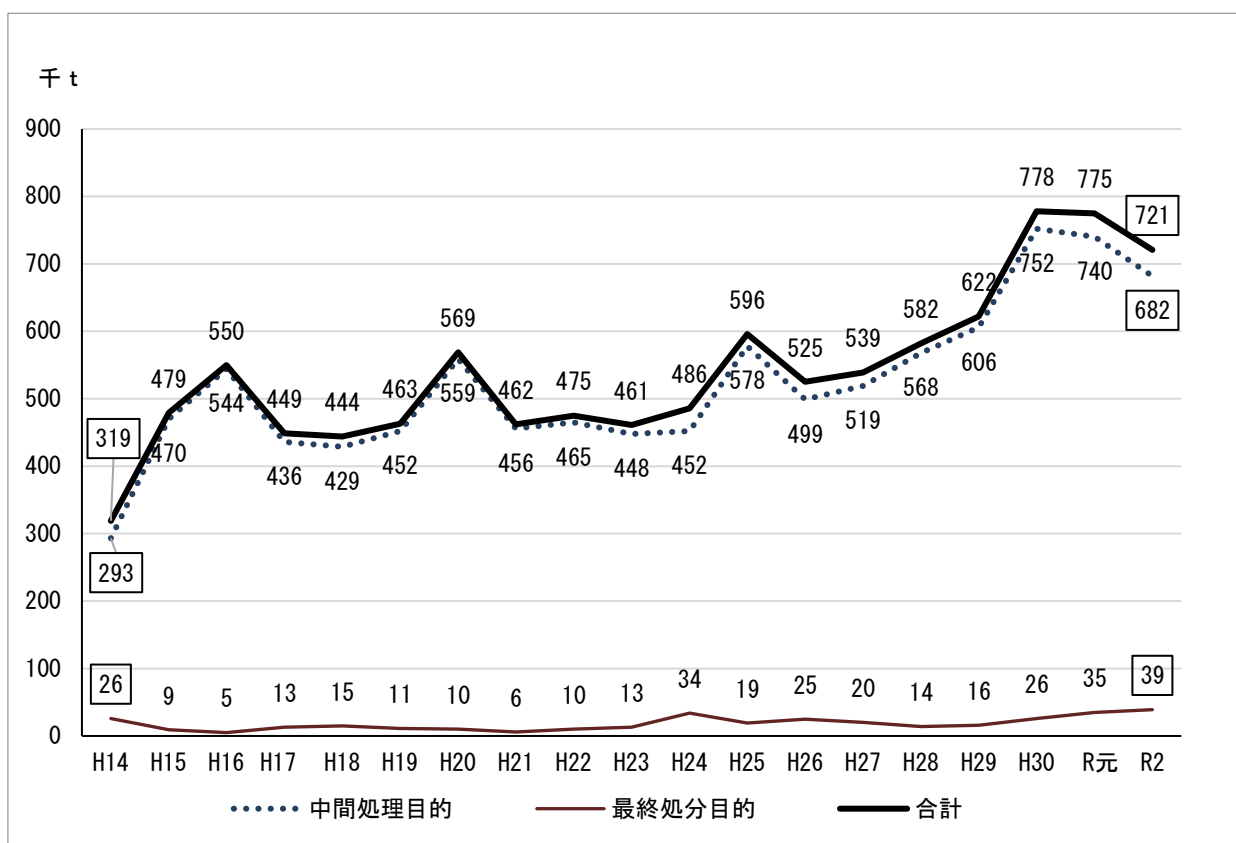
(7) 県外への搬出

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され、処分された産業廃棄物は、平成14（2002）年度の319千tに比べ、令和2（2020）年度は721千t（H14比226%）と大幅に増加している。これは、県内で発生した産業廃棄物5,661千tのうち12.7%を占める。

このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成14（2002）年度の293千tが令和2（2020）年度には682千t（H14比233%）と大幅に増加しており、その詳細を確認すると、福岡県等への鉱さい、ばいじん等の搬出が大きな割合を占めており、セメント原料とするために県外のセメント製造事業者への搬出・処理が進んでいると考えられる。

また、最終処分を目的とした搬出量は、平成14（2002）年度の26千tが令和2（2020）年度には39千t（H14比150%）と微かな増加に止まっており、距離が近い、処分費が安いなどの経済合理性により広島県への搬出が多いものと考えられる。

a 県外への搬出状況の推移



b 中間処理目的（令和2（2020）年度実績）

合計	682千 t	種類別内訳上位				
		ばいじん 161	鉱さい 120	汚泥 46	がれき類 44	廃プラ 28
内訳上位県	福岡県170(25%)	53	109	1	0	3
	広島県125(18%)	0	10	21	43	18
	山口県114(17%)	76	0	20	0	4
	兵庫県 98(14%)	0	1	4	1	2
	大分県 34(5%)	32	0	0	0	1

c 最終処分目的（令和2（2020）年度実績）

合計	39千 t	種類別内訳上位				
		廃プラ 27	その他 6	ガラ陶 2	金属くず 1	鉱さい 1
内訳上位県	広島県 27(69%)	24	1	1	0	0
	大分県 6(15%)	2	3	0	0	0
	徳島県 3(8%)	1	0	1	1	0
	山口県 2(5%)	0	2	0	0	0
	兵庫県 1(3%)	0	0	0	0	1

※その他：廃石綿等、PCB廃棄物、感染性産業廃棄物など

参考：廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省）

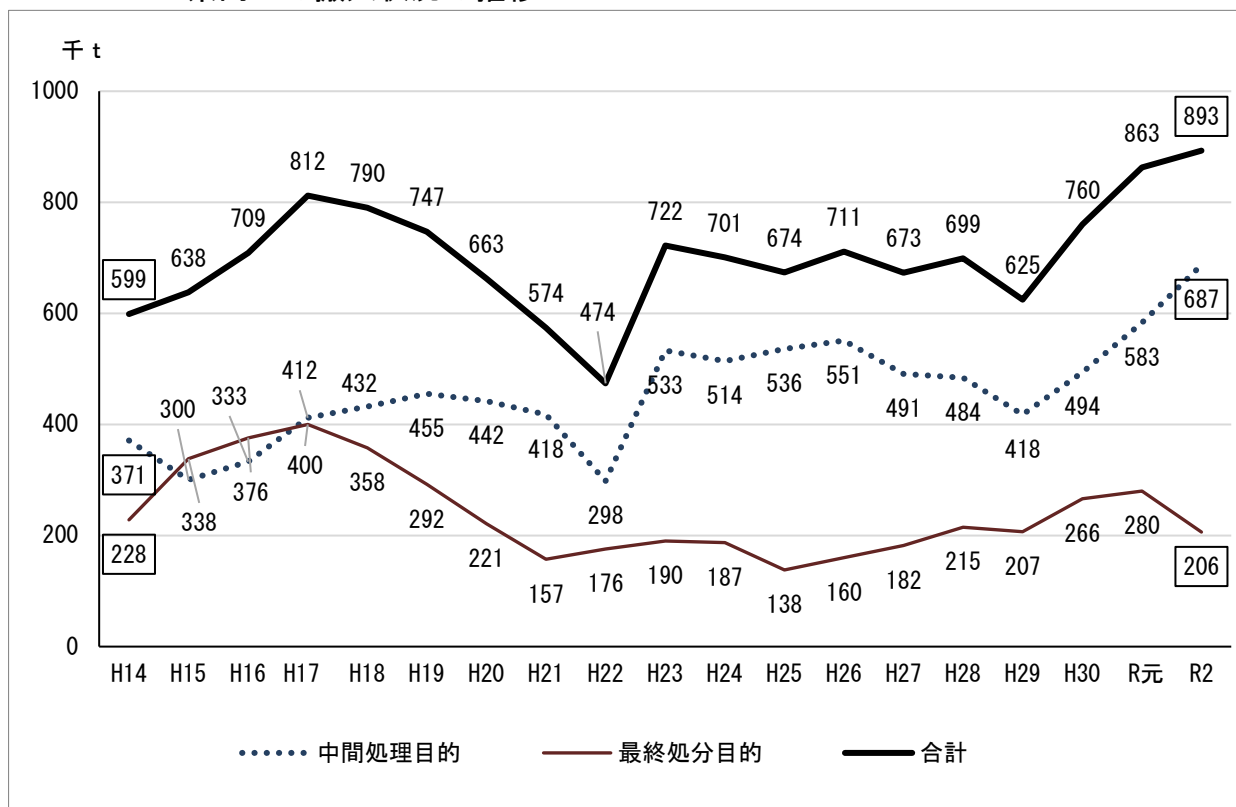
(イ) 県内への搬入

県内に搬入され、処分された産業廃棄物は、平成14（2002）年度の599千 t が令和2（2020）年度には893千 t（H14比149%）と増加している。これは、県内で発生した産業廃棄物5,661千 t の15.8%に相当する。

このうち、中間処理を目的とした搬入量は平成14（2002）年度の371千 t が令和2（2020）年度には687千 t（H14比185%）と大幅に増加しており、その詳細を確認すると、汚泥や、その他に区分されるPCB廃棄物や感染性産業廃棄物、廃アルカリの割合が高く、こうした種類の廃棄物の処理が可能な焼却施設が県内で操業されていることなどが要因と考えられる。

また、最終処分を目的とした搬入量は、平成14（2002）年度の228千 t が平成25（2013）年度には138千 t（H14比61%）まで減少したが、その後増加に転じ、令和2（2020）年度には206千 t（H14比90%）となっており、その詳細を確認すると、鉄鋼業等から排出される鉱さい及びガラス陶磁器くずが、船舶等で効率的に搬入されているためと考えられる。

a 県内への搬入状況の推移



b 中間処理目的（令和2（2020）年度実績）

合計	687千t	種類別内訳上位				
		汚泥	その他	がれき類	廃プラ	廃アルカリ
		104	84	75	45	31
内訳上位県	兵庫県162(24%)	48	49	3	15	12
	広島県103(15%)	11	16	47	4	4
	大阪府 81(12%)	30	15	7	16	4
	山口県 39(6%)	2	0	18	0	8
	愛知県 35(5%)	13	4	0	10	3

※その他：廃石綿等、PCB廃棄物、感染性産業廃棄物など

c 最終処分目的（令和2（2020）年度実績）

合計	206千t	種類別内訳上位				
		鉱さい	ガラ陶	がれき類	汚泥	廃プラ
		89	40	21	17	9
内訳上位県	兵庫県 85(41%)	31	30	2	16	6
	愛媛県 42(20%)	41	0	0	0	0
	山口県 26(13%)	16	9	0	1	0
	広島県 22(11%)	1	1	13	0	0
	愛知県 10(5%)	0	0	6	0	3

参考：岡山県産業廃棄物実態調査報告書、廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省）

オ 不法投棄の状況

令和2（2020）年度に県内で確認された産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上（特別管理産業廃棄物は10t未満も含む。）の事案は、1件、125tであった。

産廃税導入前の平成14（2002）年度と比較すると、件数、投棄量ともに大幅に減少しており、平成19（2007）年度以降の件数は1桁台で推移している。

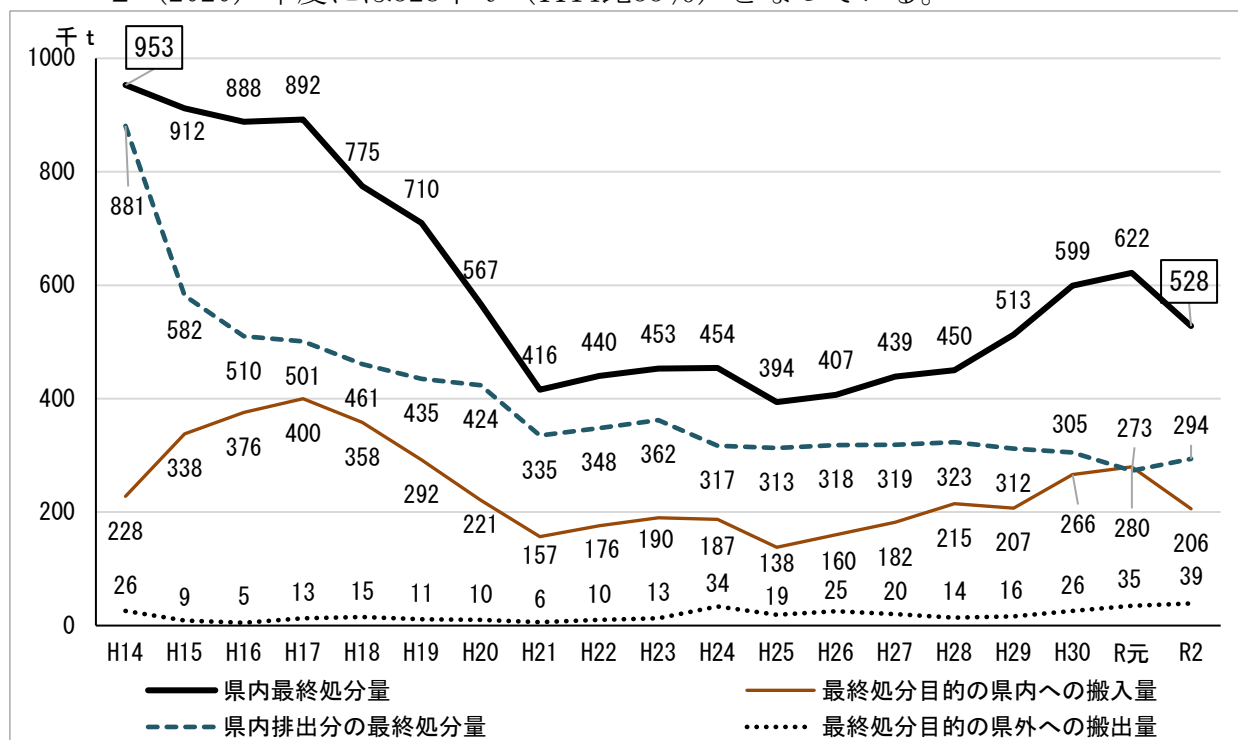
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	20	21	21	10	12	1	2	3	3
量 (t)	3,830	972	992	625	1,069	20	55	60	103

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	H14比
0	3	1	2	7	1	4	2	4	1	5%
0	1,142	61	693	277	1,000	2,859	159	32,171	125	3%

参考：産業廃棄物の不法投棄等の状況について（環境省）

カ 最終処分量（県外からの搬入を含む。）の推移

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外からの搬入を含む。）の量は、産廃税の導入前の平成14（2002）年度は953千tであったが、平成25（2013）年度には394千t（H14比41%）まで減少し、その後増減を経て、令和2（2020）年度には528千t（H14比55%）となっている。



※1 産業廃棄物処分実績報告書を基に集計し、作成

※2 県内最終処分量 = 県内排出分の最終処分量 - (最終処分目的の県外搬出量 + α) + (最終処分目的の県内搬入量 + β)

α：中間処理目的で搬出され、中間処理後に県外で最終処分された量
β：中間処理目的で搬入され、中間処理後に県内で最終処分された量

キ 今後の排出及び処理の見込み

(7) 排出量等の将来予測

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況並びにその将来予測は、次のとおりである。令和7（2025）年度には、排出量は微かに増加し、最終処分量は微かに減少すると予測されている。

（単位：千t）

	H26実績	R元実績	R7予測
排出量	5,525	5,583	5,626
再生利用量	2,399	2,625	2,585
減量化量	2,808	2,683	2,767
最終処分量	318	273	271

参考：令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書、第5次岡山県廃棄物処理計画

(4) 最終処分場の残余年数

県内の最終処分場の残余年数は、令和2（2020）年度末で5.8年であるものの、最終処分場設置の許可済みでまだ供用開始されていない民間処理施設の埋立容量が約2,200千 m^3 あり、また、（公財）岡山県環境保全事業団が運営する公共関与最終処分場についても、2,200千 m^3 の埋立容量の増加に向けた手続が進められている。

こうしたことから、残余容量が直ちにひっ迫しているとは言えないが、最終処分場の整備が進みにくい状況であることには変わりないことから、最終処分場の残余年数を確保するため、排出抑制やリサイクルの促進により最終処分量の削減を引き続き推進していく必要がある。

最終処分場の残余年数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
残余容量 (千 m^3)	3,544	4,278	4,774	4,366	3,848	3,315	3,081
最終処分量 (千t (≒千 m^3))	407	439	450	513	599	622	528
残余年数	8.7	9.7	10.6	8.5	6.5	5.3	5.8

※ 産業廃棄物処分実績報告書を基に集計し、作成

(2) 税収と充当事業費の推移

ア 税収等の推移

産廃税の税収は、平成17（2005）年度の9億円をピークに減少し、平成21（2009）年度以降は4億円から6億円の間に推移している。産廃税は産業廃棄物の最終処分場への搬入量を課税標準としているため、(1)カの最終処分量の推移と一致している。

また、徴収した産廃税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費、保健所設置市として産業廃棄物行政を担う岡山市及び倉敷市への交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当される。

(金額：千円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
税 収	855,987	893,380	903,471	801,669	742,316	621,283	420,295
前 年 比	-	104.4	101.1	88.7	92.6	83.7	67.6
徴 税 費	59,920	62,537	63,243	56,117	51,962	43,490	29,421
使 途 事 業	産業活動支援	105,190	166,548	113,573	158,335	200,084	239,104
	適正処理推進	62,388	86,944	149,393	135,425	169,234	170,239
	意識改革	79,532	128,072	113,458	193,594	223,738	121,934
	インフラ整備	2,319	1,972	1,192	1,273	480	
充 当 額 計	249,428	383,536	377,616	488,627	593,530	531,280	419,546
岡山市・倉敷市交付金	151,627	172,750	147,186	155,453	175,679	151,020	112,434
年度末基金残	390,703	614,477	947,820	1,063,185	1,017,518	899,735	761,578

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
税 収	451,013	480,378	448,461	410,918	423,398	434,647	452,123
前 年 比	107.3	106.5	93.4	91.6	103.0	102.7	104.0
徴 税 費	31,571	32,410	31,392	28,764	29,638	30,425	31,649
使 途 事 業	産業活動支援	164,125	55,748	70,491	61,074	84,797	52,342
	適正処理推進	160,588	150,928	152,257	149,549	139,703	144,392
	意識改革	101,425	98,163	104,849	79,643	72,205	75,757
	インフラ整備						
充 当 額 計	426,138	304,840	327,597	290,266	296,705	272,491	296,559
岡山市・倉敷市交付金	106,863	114,399	110,384	114,996	109,795	103,901	115,193
年度末基金残	666,466	692,451	651,970	655,746	636,404	668,050	659,789

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3	
税 収	493,588	600,756	618,326	533,938	518,597	
前 年 比	109.2	121.7	102.9	86.4	97.1	
徴 税 費	34,551	42,053	43,283	37,376	36,301	
使 途 事 業	産業活動支援	68,567	68,019	45,005	67,085	67,808
	適正処理推進	154,339	196,479	191,598	204,729	180,315
	意識改革	71,804	99,995	104,796	108,941	119,028
	インフラ整備					
充 当 額 計	294,710	364,493	341,399	380,755	367,151	
岡山市・倉敷市交付金	126,111	137,200	149,039	144,719	129,830	
年度末基金残	698,354	777,703	862,898	834,718	835,514	

※ 税収は決算ベース（平成15（2003）年度は5月からの11ヵ月分）

イ 賦課・徴収状況

最終処分業者が納税義務者である排出事業者から最終処分の委託を受けた場合には、特別徴収を行い、県に申告納入する一方、排出事業者が設置する最終処分場において自社処分をする場合には、県に申告納付している。

特別徴収義務者は、令和4（2022）年6月時点で22者（27施設）であり、このうち申告納付を行っている事業者数は10者である。

いずれの場合であっても、最終処分場の設置者に対して搬入量等の調査を行うことで不適正処理を把握できることから、最終処分場ごとに3年に1回の頻度で税務調査を実施している。

(3) 使途事業の実績と主な成果

県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や、平成19（2007）年度の当懇話会の報告書を踏まえ、平成20（2008）年度からは使途事業に係る充当方針を定め、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱に税収を活用している。使途事業の概要は次のとおりである（詳細は、Ⅱ資料編「産業廃棄物処理税の使途事業」（P30～）を参照）。

ア 産業活動の支援

(7) 岡山エコ事業所等の普及促進

ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる289事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。

（令和3（2021）年度までの5年間の税充当額：16,979千円）

(イ) バイオマスの利活用の推進

循環資源である植物由来のバイオマスの利活用を推進するため、調査開発やセミナー等の開催による情報共有、事業者等に対する支援を実施した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：64,434千円)

(ウ) 循環型クラスターの形成促進

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、新たなリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環推進事業」として7件の事業を承認し、その経費を助成するとともに、中四国地域を視野に入れた広域でのビジネスマッチングを推進することにより、産業廃棄物を循環資源として利活用する新技術・新製品の開発等を支援した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：133,645千円)

[岡山県資源循環推進事業の年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
資源循環推進事業 (施設整備)	承認0件 0千円	承認1件 5,625千円	承認0件 0千円	承認0件 0千円	承認1件 15,000千円
資源循環推進事業 (技術開発)	承認1件 3,937千円	承認0件 0千円	承認0件 0千円	承認4件 12,560千円	承認0件 0千円

(エ) 環境情報の拠点づくり

県が指定した循環資源総合情報支援センターで行う、県民・事業者に対する廃棄物に関する各種情報の発信、事業活動に伴って発生する循環資源を他の事業者が有効に利用する機会をインターネット上で提供するシステムの運営支援を行った。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：31,070千円)

(オ) その他産業活動に対する支援

県内で発生する産業廃棄物の抑制や循環資源として有効活用するための調査研究等を実施した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：70,356千円)

イ 適正処理の推進等

(7) 産業廃棄物の適正処理等の推進

法令に基づく基準や制度、法令の改正内容の周知や、優良事業者の育成を図るため、(一社)岡山県産業廃棄物協会が実施する研修会や、処理業者が整備する計量設備を導入する経費に対し助成を行った。

また、廃棄物の適正処理を推進するための基本的指針となる廃棄物処理計画を策定し、目標に掲げた排出量等の実態調査を実施した。

P C B廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃え

た対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額を当該廃棄物処理基金に拠出した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：273,653千円)

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
研修会経費の助成 (回数/参加者)	2,500千円 (10回/334人)	1,455千円 (3回/152人)	2,500千円 (9回/254人)	1,780千円 (1回/230人*)	1,476千円 (1回/433人*)
設備導入費の助成 (件数)	12,337千円 (10件)	12,686千円 (10件)	14,258千円 (10件)	13,888千円 (8件)	10,949千円 (7件)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため研修会資料送付のみ

(イ) 不適正処理防止の強化対策

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：20,308千円)

a 不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、ラジオスポット、新聞紙面への掲載などにより、広く不法投棄等の情報提供を呼び掛けた。

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
ラジオスポット	54回	54回	54回	54回	54回

b 県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、県警察の協力を得て、産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
車両検査の台数 (延べ回数)	78台 (5回)	51台 (5回)	59台 (6回)	27台 (3回)	35台 (3回)
うち指導台数	14台	4台	7台	3台	3台

(ウ) 監視指導体制の強化対策

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：466,163千円)

a 産業廃棄物監視指導員の配置

悪質な不適正事案には暴力団関係者が関与していたり、指導する職員に危害を及ぼすおそれがある場合が多いため、警察官OBを会計年度任用職員として各県民局及び地域事務所に配置し、監視指導体制の強化を図った。

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
警察官OBの配置	計9名	計9名	計9名	計9名	計9名
〃 出動回数	1,789回	1,748回	1,756回	1,676回	1,703回

b 休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早朝・夜間に敢行される不法投棄を未然に防止するため、夜間・休日の監視パトロールを民間警備会社に委託して実施したほか、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置した。

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
休日夜間のパトロール回数	259回	259回	251回	255回	259回
〃 不法投棄等の報告件数	25件	28件	30件	27件	19件

c 中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、ヘリコプターによる上空監視を実施したほか、県庁内に全県一本化した通報の受皿として「不法投棄110番」を設置した。また、不法投棄対策事業を行う市町村への支援を実施した。

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
上空監視回数	4回	4回	4回	4回	4回
不法投棄110番の報告	23件	22件	35件	32件	44件
不法投棄監視事業の市町村へ助成(件数)	4,153千円 (17件)	4,234千円 (18件)	4,281千円 (19件)	4,238千円 (19件)	4,218千円 (17件)

(I) その他適正処理の推進

産業廃棄物等に含まれるPCBやダイオキシン等の調査・分析や、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストに係る大気中の濃度測定等を実施した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：167,336千円)

ウ 意識の改革

(ア) おかやま・もったいない運動の推進

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「岡山県マイバッグ運動」を推進したほか、県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を377件認定した。

また、家族で環境に優しい取組を行う「小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト」を実施した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：124,909千円)

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
グリーン調達実績 (調達件数・調達金額)	38,469件 267,963千円	28,865件 320,009千円	44,844件 381,326千円	90,111件 693,726千円	38,142件 283,568千円
エコチャレンジコンテスト応募件数	329件	773件	556件	786件	1,212件

(イ) 3Rに関する環境教育・環境学習の推進

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、移動環境学習車の運営等を実施したほか、スーパーエンバイロメントハイスクールを指定するなどし、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：216,794千円)

[年度別実績]

	H29	H30	R元	R2	R3
環境学習エコツアーの参加者	3,395人	3,214人	3,046人	806人	926人
環境学習出前講座の実施回数	333回	361回	376回	336回	377回
移動環境学習車出動回数	37回	39回	32回	12回	11回

(ウ) その他の3Rに係る取組の推進

関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築するとともに、関係団体等が実施する清掃活動等への支援を行った。

(令和3(2021)年度までの5年間の税充当額：162,861千円)

2 継続の必要性

(1) 必要性

産廃税導入以降、産業廃棄物の排出量は減少の傾向を示すとともに、再生利用率は平成14（2002）年度の約30%から令和2（2020）年度には約48%と向上し、特に最終処分量は平成14（2002）年度の33%まで大きく減少している。

不法投棄についても、1件当たりの投棄量が10t以上の事例は、件数・投棄量ともに大幅に減少している。

岡山県の産業廃棄物施策については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄などの不適正処理事案への事後的・対症療法的な対策に加え、産廃税導入以降は、当懇話会の報告書に基づき、産業廃棄物に係る3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）促進のための「産業活動の支援」、不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための監視体制の強化や普及啓発活動などを行う「適正処理の推進」、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルを変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」を3つの柱として、技術開発への支援、不法投棄の事前防止に重点を置いた事業を実施してきたところである。

産廃税の導入により、産業廃棄物の発生抑制や再生利用促進が動機付けられるとともに、産廃税を活用して実施した各種事業が、排出事業者側のコスト削減努力、中間処理の技術革新、発生抑制に対する意識の向上などを後押しして、産業廃棄物の排出量の削減、再生利用率の向上とそれに伴う最終処分量の削減及び不法投棄の大幅な減少につながったと考えられる。

特に平成29（2017）年度の当懇話会の報告書で指摘した全国集計と比較して再生利用率が低い産業廃棄物については、再生利用率の大幅な改善を確認することができた。

一方、国際的にはSDGs、ESG投資等環境問題を意識した具体的な取組が求められている中、日本のSDGsのランキングは19位と決して高いとはいえない状況である。

産業廃棄物の発生抑制等を目的とする取組は、上記の新たな国際的な取組と同じ方向性を有することや、限りある資源を活用し、持続可能な社会の形成を図る必要があり、産廃税はそのための貴重な財源、特に、次世代を担う子どもたちへの継続的な環境教育のための財源として必要なものとなっていることから、当分の間、制度は継続すべきである。

(2) 税制度

産廃税を継続するに当たり、税率及び課税方式についても直近の統計資料等を基に検討を行った。

ア 税率

税率については、平成14（2002）年3月の当懇話会の報告書を基に次の視点から検討を行った。

税率は、企業活動に重大な影響を与えず、県外に産業廃棄物が流出しない範囲で、かつ、経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であることが必要である。

こうした観点から検討した結果、また、既に条例を制定している三重県、現在検討している鳥取県、東京都、福岡県がこの税率を採っていること等を参考にすると、1,000円/ト_ンが適当である。

（平成14（2002）年3月岡山県税制懇話会報告書から抜粋）

(7) 企業活動への重大な影響の有無

産廃税導入後（平成13（2001）年度から平成26（2014）年度まで）の企業活動の状況については、平成29（2017）年度の当懇話会の報告書のとおり、重大な影響は確認することができなかった。

また、直近の県民経済計算で推計した県内総生産額の推移（平成18（2006）年度から平成30（2018）年度まで）を製造業、電気・ガス・水道業・産業廃棄物処理業、建設業について、県内と全国、産廃税と同様の税（以下「産廃関係税」という。）を導入している道府県と導入していない都府県とを比較したが、大きな乖離は確認することができなかった。

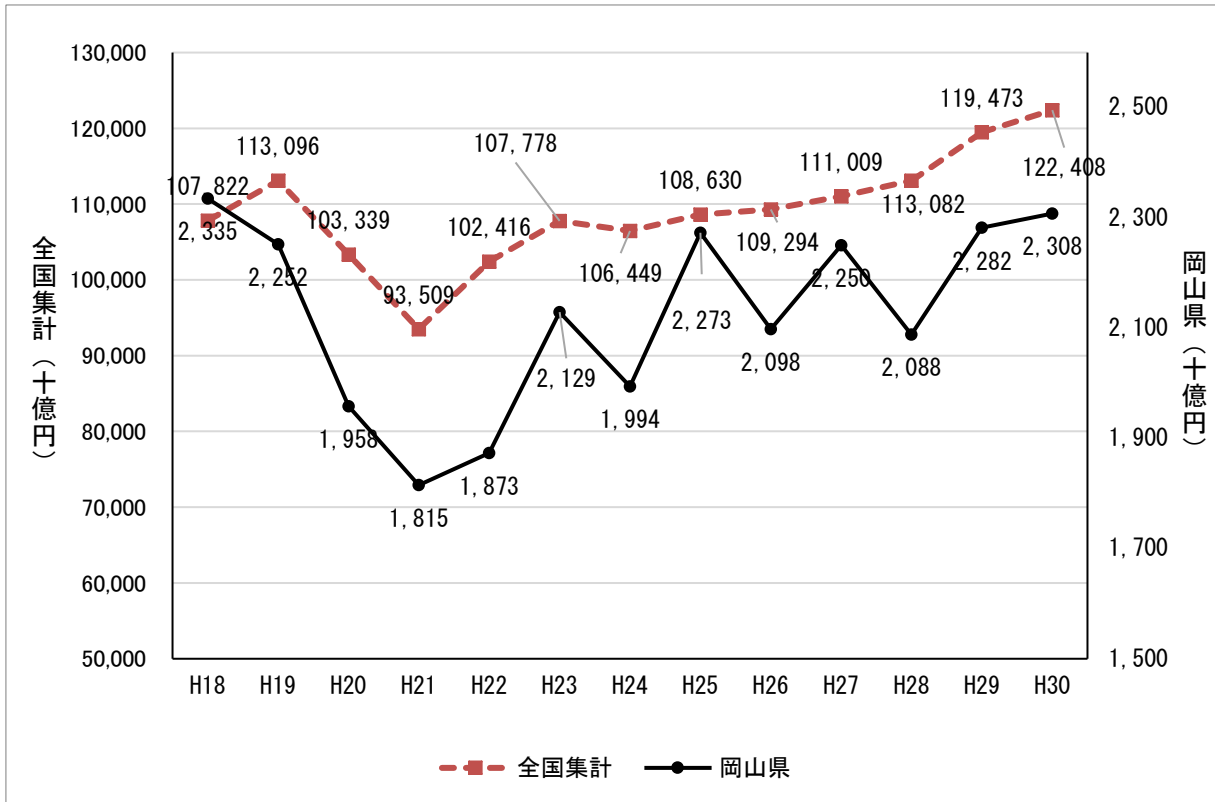
さらに、令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書によれば、産廃税制度導入による影響に関して、「存続はやむを得ない」が35%、「現行の内容で存続すべき」が12%であり、「廃止すべき」という意見を大きく上回っている。

一定の回答数がある業種について回答の分布を調べたところ、「廃止すべき」という意見の割合が高い特定の業種はなく、排出量の多い建設業と製造業については他業種より「わからない」とする割合が少なく、「存続はやむを得ない」とする割合が高い傾向があり、産廃税に一定の理解を示している状況が見られた。

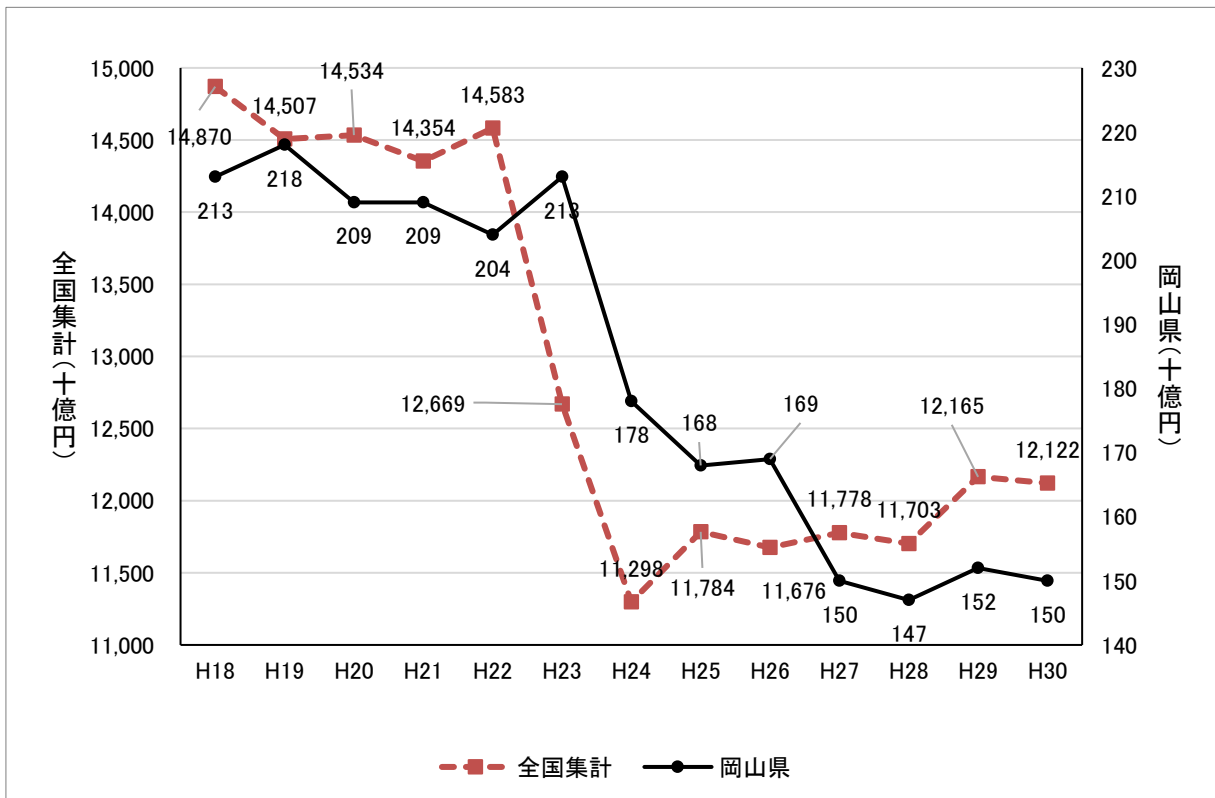
これらの状況から、産廃税の税率が企業活動に重大な影響を与えているとは認められない。

a 岡山県と全国集計比較（県内総生産額）

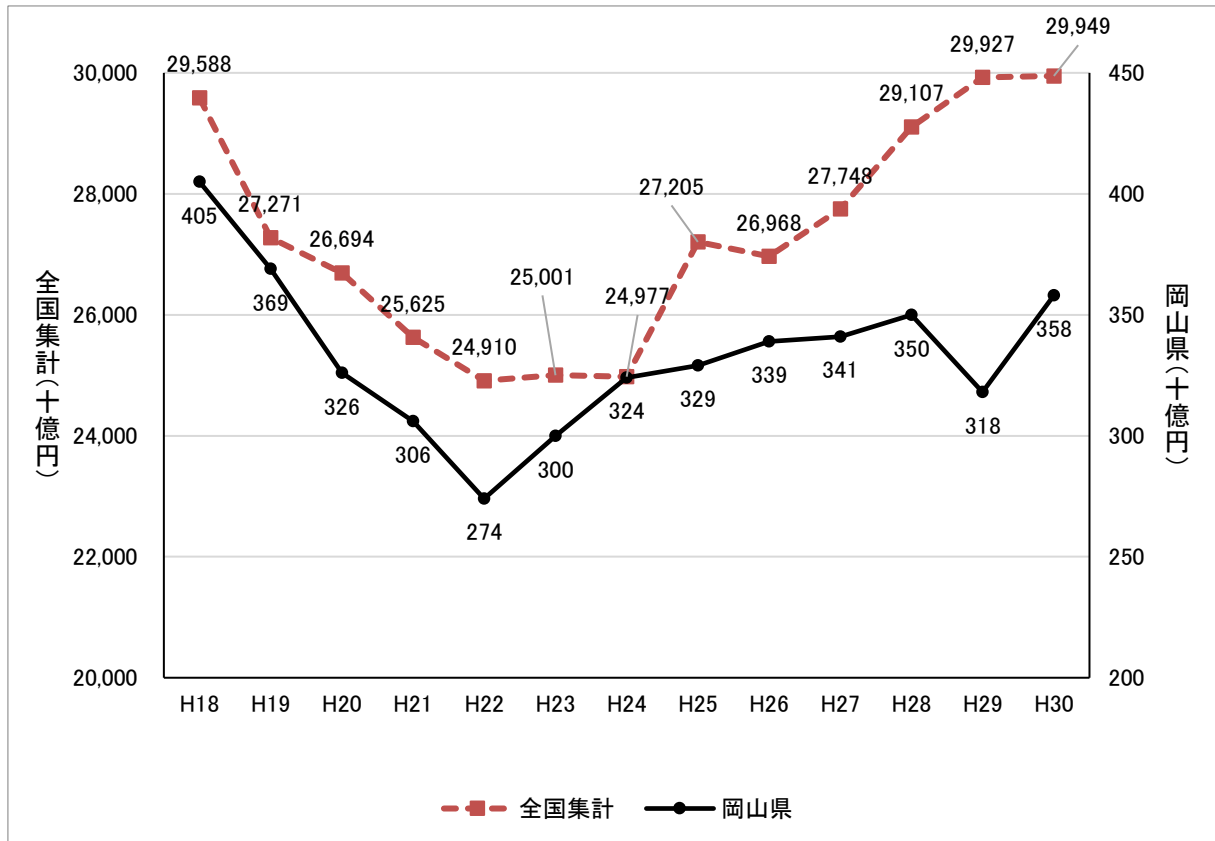
(a) 製造業



(b) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業

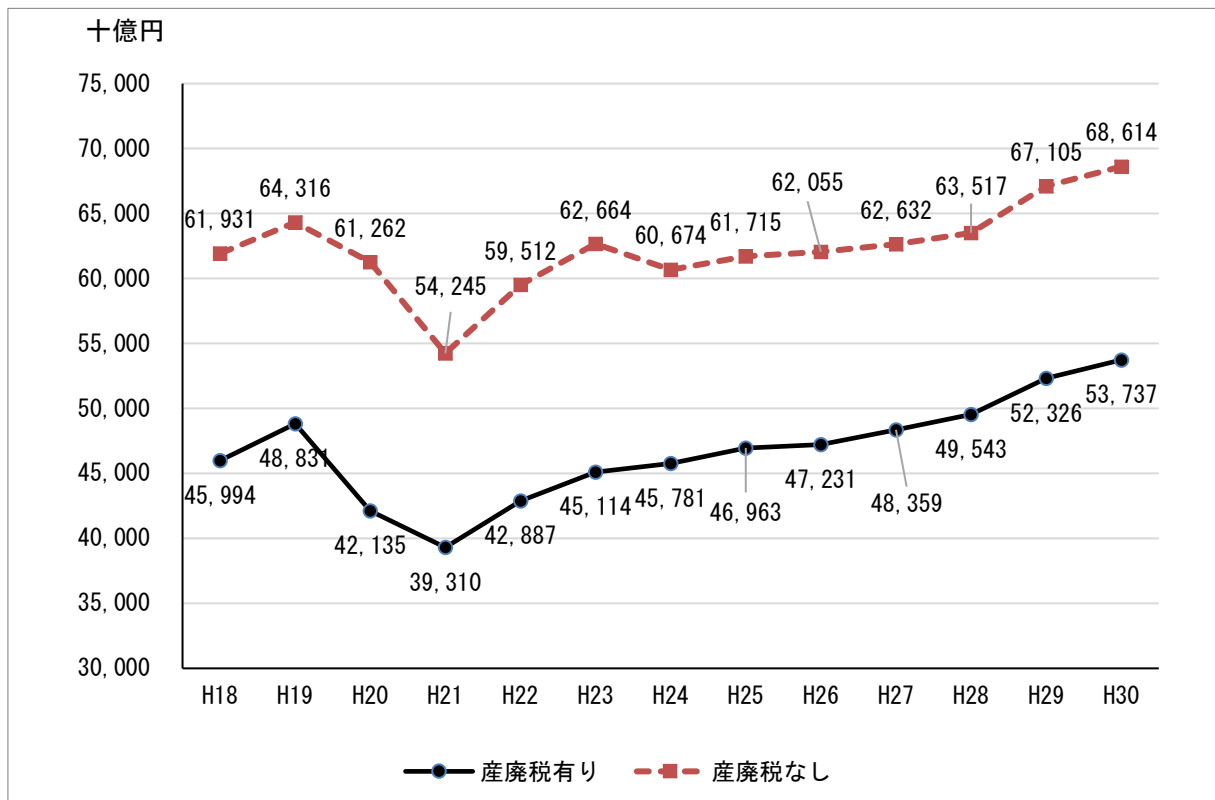


(c) 建設業

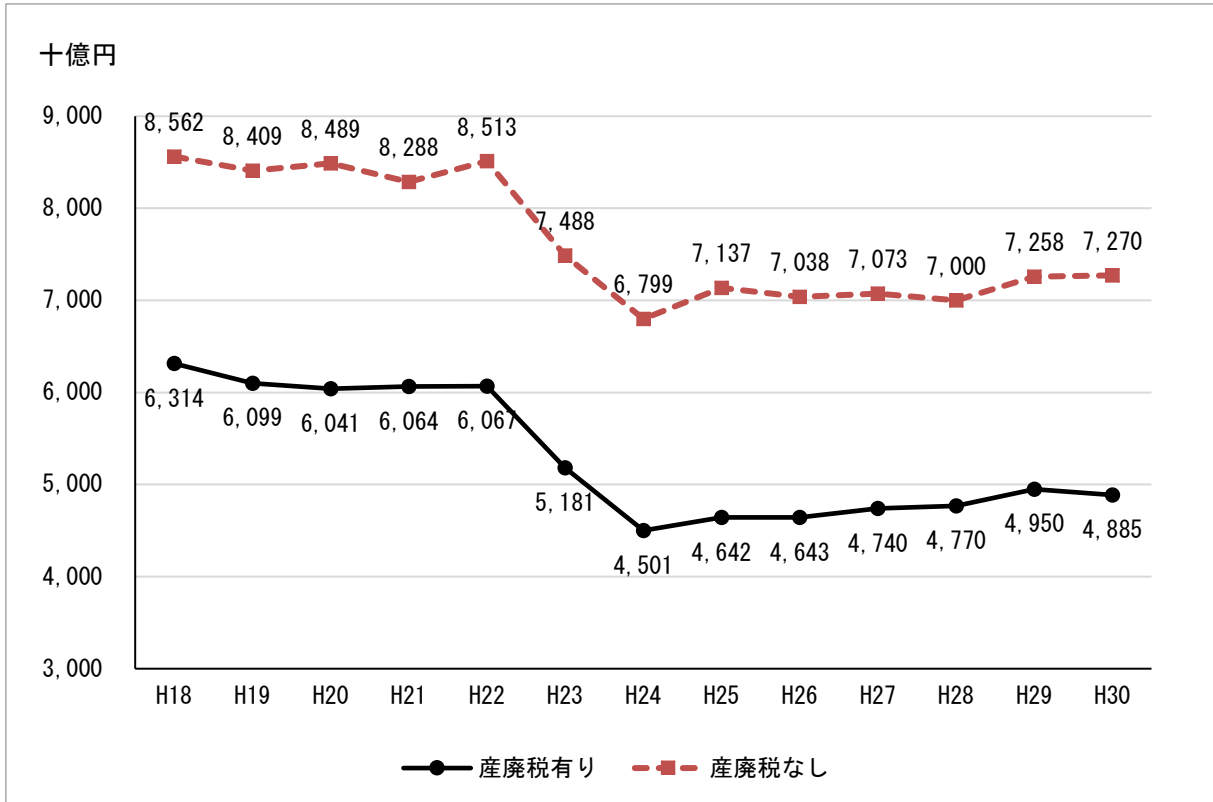


b 産廃関係税の導入の有無別比較 (県内総生産額)

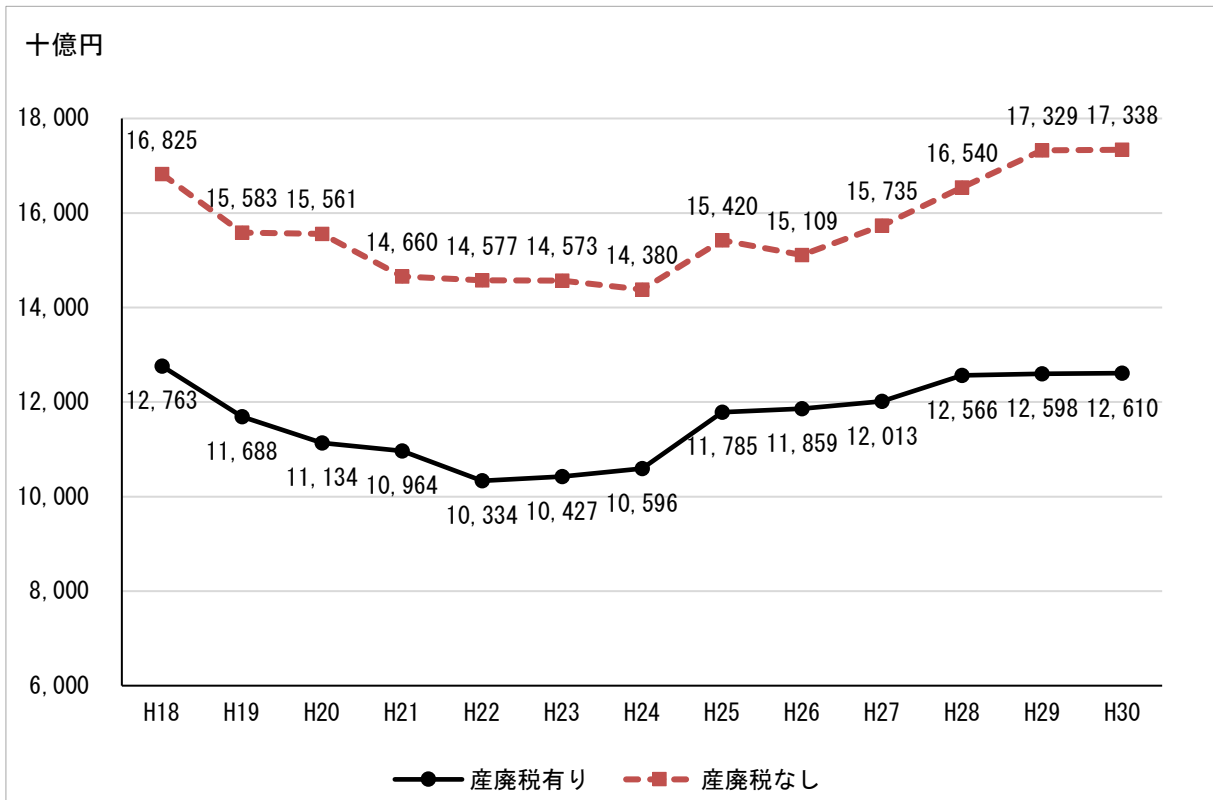
(a) 製造業



(b) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業



(c) 建設業

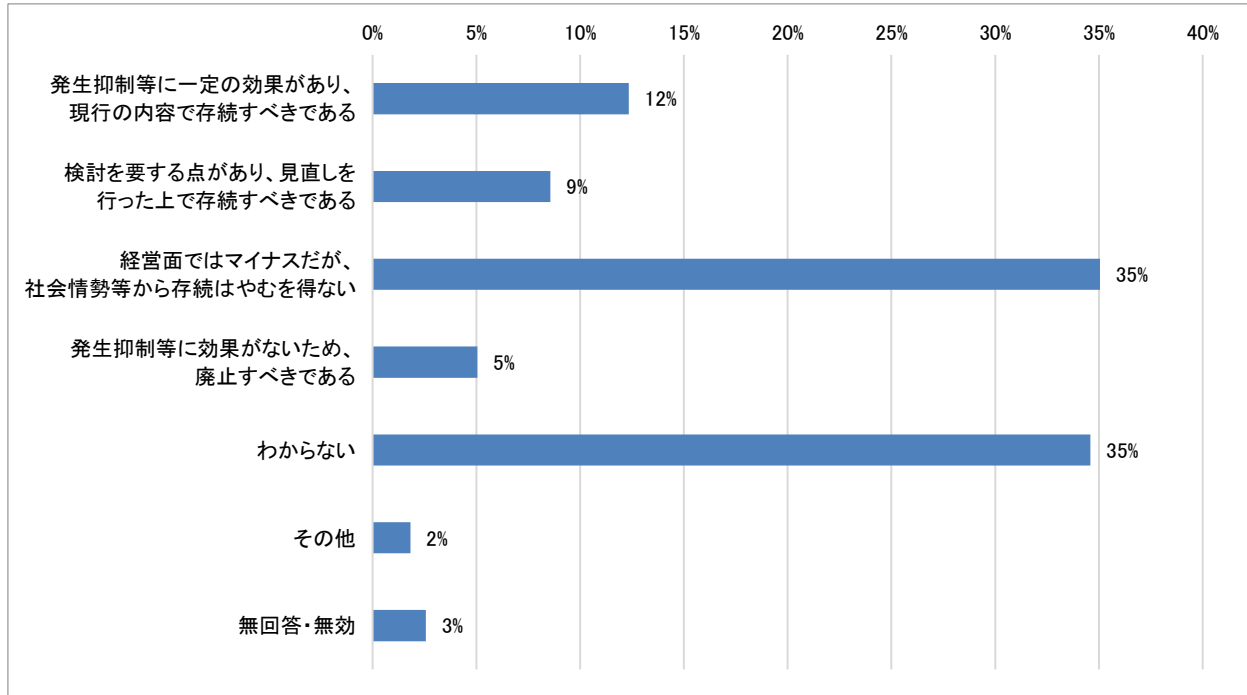


※ 内閣府公表資料の「県民経済計算（平成18年度-平成30年度）（2008SNA、平成23年基準計数）」のうち「経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）」を基に集計し、作成。
岡山県は、2008年国民経済計算体系（2008SNA）に基づいて内閣府が提示した「県民経

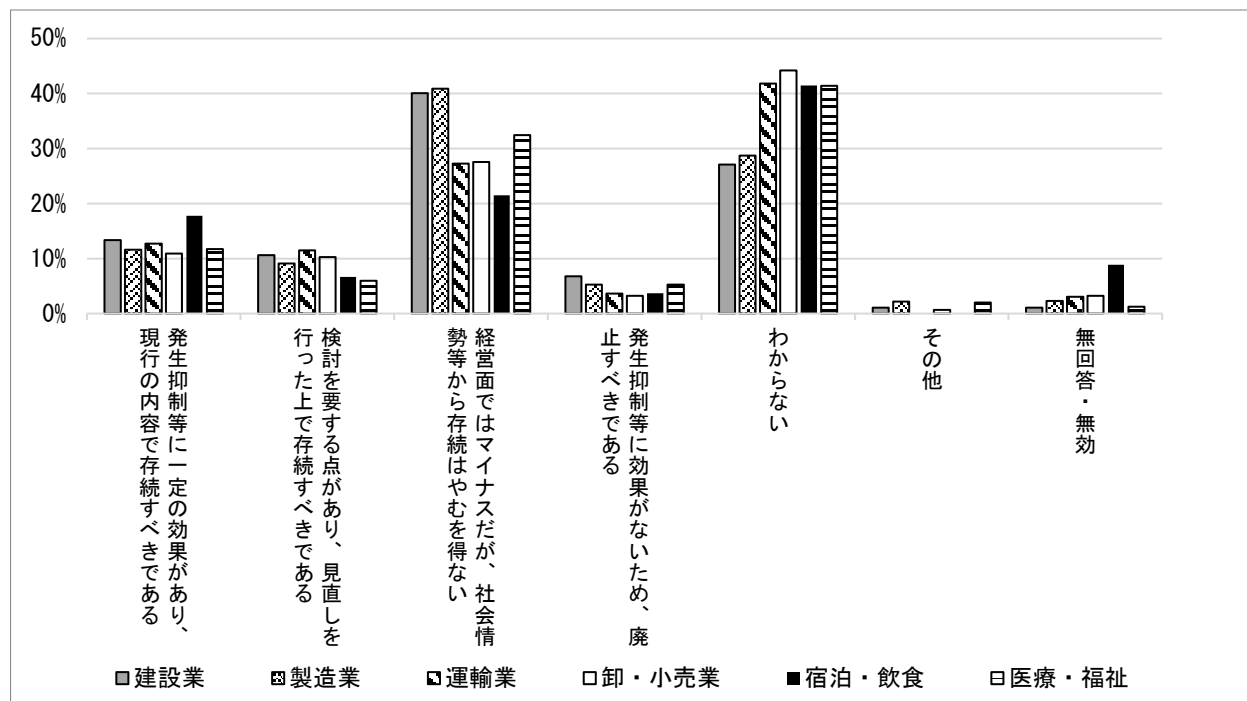
済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」に準拠して、平成23年度から令和元年度までの県の県民経済計算を推計し、公表しているが、全ての都道府県を集計した内閣府公表資料が平成30年度までであるため、平成30年度までのグラフとしている。

c 令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

(a) 税制度の見直しに対する回答状況



(b) 業種別回答状況



参考：令和2年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

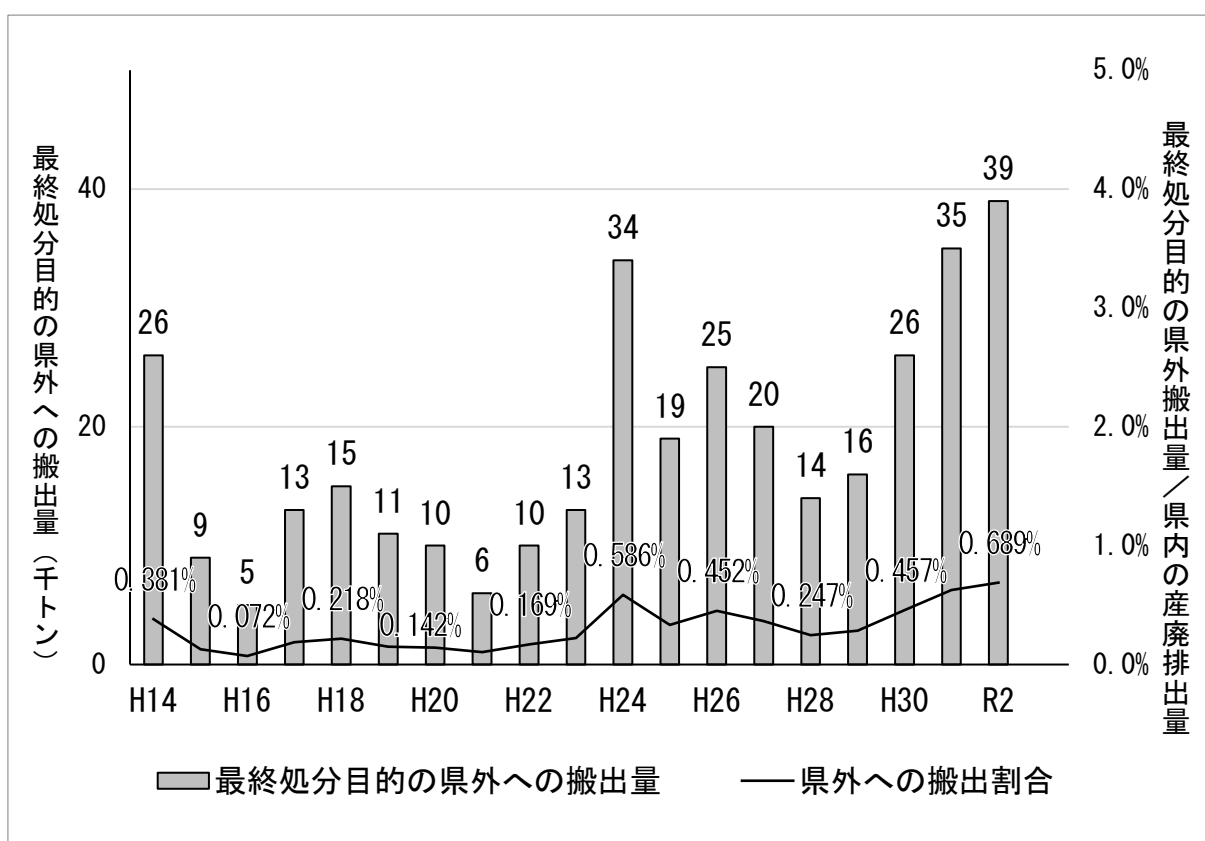
(イ) 県外への流出

県内の事業所で排出された産業廃棄物のうち、県外で最終処分された産業廃棄物の割合は、平成14（2002）年度の0.381%と比較して近年微増しているが、いずれも1%未満の水準である。

また、1(1)エのとおり、搬出先は産廃関係税を導入している県が大半を占めており、産廃関係税を導入していない県への流出の割合は極めて少ない。

よって、産業廃棄物の県外への流出に産廃税が大きく影響しているとは認められない。

[最終処分を目的とした県外への搬出状況の推移]



(ウ) 産業廃棄物発生抑制のインセンティブ効果

県内で発生した産業廃棄物の排出量は、平成19（2007）年度及び平成22（2010）年度に増加が見られたが、全体的に産廃税導入後は減少が続いている。最終処分量は産廃税の導入前の平成14（2002）年度の881千tに比べ、令和2（2020）年度は294千t（H14比33.4%）と大幅に減少している。

産廃税の導入が排出事業者のコスト削減努力への動機付けとして働くと同時に、産廃税を活用した事業が技術革新や意識向上を後押ししたものと考えられることから、一定のインセンティブ効果を認めることができる。

(I) その他

産廃関係税を導入している道府県はいずれも税率を 1,000 円／t としており、現在も当該税率を見直す動きは見られない。

以上のことから税率を見直す必要はない。

イ 課税方式

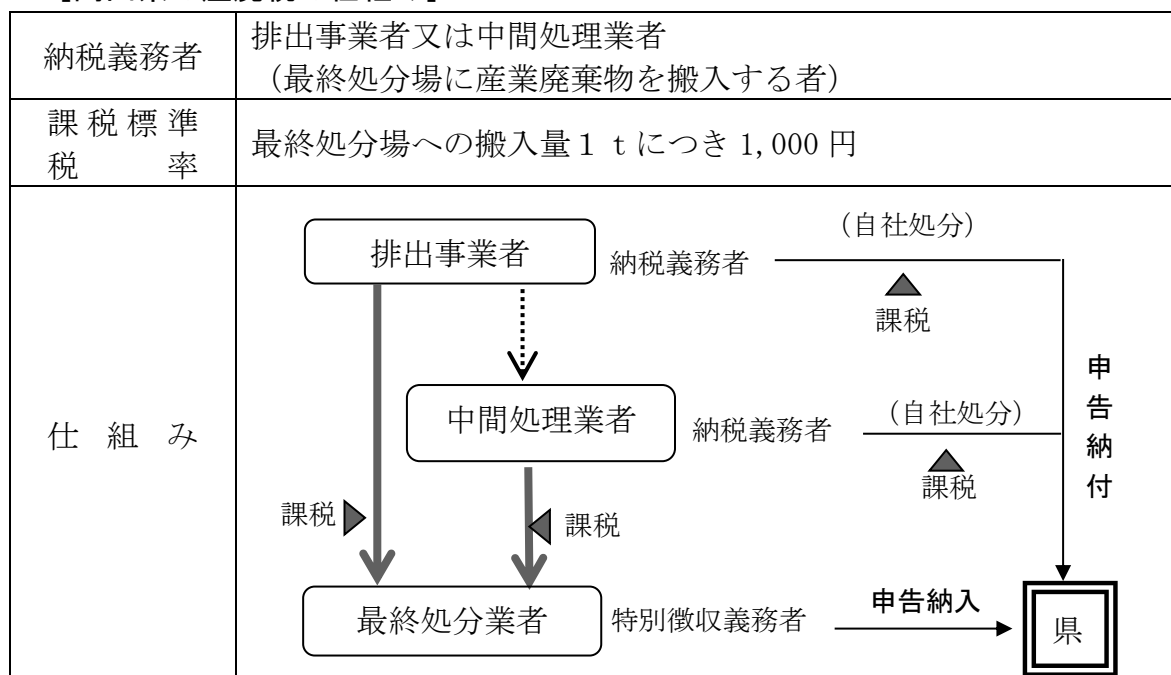
27道府県において導入されている産廃税・産廃関係税の課税方式には、三重県及び滋賀県が採用している排出事業者申告納付方式と、岡山県を含めた25道府県で採用している最終処分業者特別徴収方式がある（詳細は、Ⅱ資料編「都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況」（P44～）を参照）。

排出事業者申告納付方式は、排出量抑制に主眼を置き、排出事業者自らが申告納付をする方式であるが、全ての排出事業者に課税することは納税義務者の把握が困難であり、脱税等の不正を招くおそれがあるとともに、徴税コストが増大することとなる。

一方、最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であり、最終処分場に産業廃棄物を搬入する全ての排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とすることができるため、税負担の公平性を確保でき、徴税コストを縮減できる。

産廃税・産廃関係税を導入している27道府県のうち25道府県でこの課税方式が採用されていること、産廃税に係る課税方式として定着していること、岡山県の産廃税制度は最終処分場への搬入 1 tにつき1,000円とシンプルで分かりやすいものであり、税制度の変更や複雑化によって脱税や不申告等が増加するおそれがあることなどを勘案すれば、現在の課税方式を見直す必要はない。

[岡山県の産廃税の仕組み]



3 今後の方向性

(1) 使途事業

産廃税の使途は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることとされている。

これまでの使途事業は、産業廃棄物に係る3R促進のための技術導入や施設整備、不法投棄等の防止などの公平性の確保や社会正義の実現、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルの変革等に対して一定の事業効果が認められるものの、産業廃棄物の排出量や最終処分量の更なる削減の促進を図るためには、過去の当懇話会の報告も踏まえ、引き続き、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」及び「意識の改革」の3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。

今後も、全国集計と比べて再生利用率が低い産業廃棄物について発生状況や特性などに応じた発生抑制、循環的利用の促進を図るとともに、新たな再生利用技術の研究開発、幅広く利用することができる再生利用製品の開発促進、環境マネジメントシステムの普及拡大などを通じた事業者を含めた県民の意識の更なる向上に重点的に取り組む必要がある。

また、事業の実施に当たっては、引き続き、産廃税導入の趣旨等についての県民理解を促進する観点から、産廃税を活用した事業であることを明記するなどその周知に努めるとともに、事業成果を分かりやすく公表するための工夫、配意を行う必要がある。

さらに、SDGsやESG投資といった他の環境問題に関する国際的な取組や、デジタル化の流れといった社会情勢の変化を注視しつつ、産廃税の目的や役割の範囲内において、その時代に対応した事業の見直しを積極的に行うべきである。

(2) 基金

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金は、潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進とともに、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され、各年度において、産廃税の収入のうち、徴税费及び保健所設置市交付金以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている。

また、この基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられており、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている。

この基金の残高の推移をみると、1(2)アの表のとおり平成29(2017)年度以降、税収の増加に伴い増加傾向にあり、令和3(2021)年度末の残高は835,514千円となっている。今後も、税収の見込みを勘案し、必要な事業を継続的に実施す

ることができるよう、適正な基金規模となるように留意すべきである。

(3) 税制度見直しの時期

産廃税は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、5年を目途として、必要があると認めるときは見直しを行うこととされており、今後も同様に見直しを行うべきである。

なお、5年という期間にかかわらず、産廃税を取り巻く環境に大きな変化が見られた場合には、制度について検討を加えるべきである。

その他、今回の検討には間に合わなかった直近の状況を表した統計データが発表された場合は、随時状況を把握し、次回の検討に向けた準備を行うべきである。

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この設置要綱は、令和4年2月22日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会 長
石井 清裕	岡山商工会議所副会頭	副会長
岡 本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	
越 磨 潔	岡山経済同友会 環境・エネルギー委員会委員長	
千葉 喬三	中国学園大学・中国短期大学学長	
内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
藤原 裕里子	税理士	

(会長及び副会長以外の委員は五十音順、敬称略)

岡山県税制懇話会審議経過

会議	年月日	主な議題
第1回会議	令和4年5月31日	・産業廃棄物処理税の現状について
第2回会議	令和4年7月19日	・産業廃棄物の状況等について ・報告書骨子案について
第3回会議	令和4年10月4日	・報告書案について

※ 第2回会議後、報告書素案について各委員に意見照会を行った。

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充當方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
1	環境にやさしい企業づくり事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	①循環型社会の推進に取り組む事業所を岡山エコ事業所として認定する。 ②エコ事業所一覧パンフレットを作成し、県民に対して事業所の取組をPRする。	3,705	4,002	2,717	3,161	3,394
2	バイオマスイノベーション創出実用化支援事業	産業活動の支援	産業振興課	県内企業や大学等有する有望な木質バイオマス利活用の研究技術シーズを活かし、販路開拓までを見据えた商品開発を支援することで、新たなバイオマス産業創出の早期実現を図る。	1,943	1,947	—	—	—
3	バイオマスイノベーション創出拠点形成事業	産業活動の支援	産業振興課	県内外の大学、公設試験研究機関等の「知」を活用し、バイオマスの高度利用に関する先導的研究を行う。	18,417	15,278	—	—	—
4	おかやまバイオマスネットワーク構築事業	産業活動の支援	産業振興課	産学官連携組織を運営し、セミナー等の開催を通じて、バイオマスの利活用に関する先端技術情報の収集や提供、ビジネスマッチング、プロジェクト化等を行うとともに、川上～川中～川下のマッチングを行うコーディネータの設置により、事業化等を推進する。	5,042	4,571	6,882	3,118	7,236
5	地域ミニエコタウン事業	産業活動の支援	産業振興課	循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について、経費の一部を助成する。	3,978	5,801	84	12,660	15,042

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
6	中四国環境ビジネスネットワーク事業	産業活動の支援	産業振興課	県内環境産業の振興を目的とした中四国環境ビジネスネットワークの活動を通じて、中四国地域を視野に入れた広域でのビジネスマッチングを推進することにより、産業廃棄物を循環資源として利活用する新技術・新製品の開発等を支援する。	15,447	15,286	16,890	15,384	16,244
7	エコプロダクツ製品化支援事業	産業活動の支援	産業振興課	「岡山県エコ製品」への認定を目指すなど循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業や実用化研究事業を行う場合に必要とする経費の一部を補助する。	3,424	3,188	1,576	3,319	5,322
8	循環資源情報提供システム運用・保守事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	①廃棄物処理業者や循環資源に関する情報を一元管理し、情報の発信を行うシステムを整備する。 ②有用な廃棄物の交換をあっせんする循環資源マッチングシステム等の整備を支援する。	6,139	7,641	5,228	5,115	6,947
9	セルロースナノファイバーによる地場産品等魅力アップ強化事業	産業活動の支援	産業振興課	セルロースナノファイバーの知見に乏しい企業等を対象に、自社製品等へのセルロースナノファイバー適用の試行に係る経費を支援することにより、研究開発の促進を図る。	2,095	1,928	1,723	—	—
10	構造制御技術を用いた高分子複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	材料特性に影響を及ぼしている内部の微細構造について詳細な評価を行い、高分子複合材料の高性能化を図る。これにより、製品の軽量化や長寿命化を達成する。また、不純物による影響度を制御することにより、廃プラスチックのリサイクル性を向上させる。	2,935	2,960	2,960	—	—

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
11	洗い加工の高度化による革新的ジーンズ加工技術の開発	産業活動の支援	工業技術センター	ジーンズ製品の「洗い加工」が製品に与える影響を化学的に解明し、不良品の発生や染色排水・汚泥の削減に寄与するとともに、加工時の化学反応を利用したジーンズの色相変化技術を開発する。	596	601	—	—	—
12	高精度プロセス制御による精密加工・金属材料の高付加価値化（令和元年度から「金属加工の環境対応・高機能化を可能とする製造プロセス技術の開発」に名称変更）	産業活動の支援	工業技術センター	金属加工製品のリサイクル性、小型軽量化、耐久性の向上を目的に、素材及び製造プロセス技術の開発を行う。製品のリサイクル性向上及び輸送機器の軽量化は、排出二酸化炭素の削減及び環境負荷低減に直結するため、岡山県の重点分野である「環境」の観点から積極的な技術支援を行う。	4,846	4,816	5,417	5,417	5,417
13	分析・解析技術に基づいた高分子複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	複合構造が材料特性に及ぼす影響を解明し配合組成や加工条件等を抑制することで、希望する構造・特性を有する高分子複合材料の実現を図る。	—	—	—	2,960	2,960
14	おいしい「岡山市」PR推進事業	産業活動の支援	畜産課	県産果実等残さの畜産分野での利活用を検討するため、白桃残さを利用した飼料の定着化を推進し、廃棄物処理量の低減を図る。	—	—	1,528	—	—
15	県産果実残さ等飼料化推進事業	産業活動の支援	畜産課	産業廃棄物として処理される果実残さ等、特に白桃の加工残さを飼料化し、岡山県特産の白桃を給餌した畜産物という特長付けを行うことで、廃棄量の削減と、畜産物の高付加価値化の両立を目指して、活用の方法を検討する。	—	—	—	1,549	4,892

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
16	搾乳ロボットに対応した高水分乳牛ふんの堆肥化処理技術実証	産業活動の支援	畜産課	酪農経営での搾乳ロボット導入及び牛舎のフリーバーン化が増えたことで、乳牛ふん尿の水分が高くなり、従来法での堆肥化処理が困難となったため、畜産研究所において適切な処理技術の普及のための技術実証を行う。	—	—	—	14,402	354
17	災害廃棄物処理体制強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の連携体制を確立するため、災害廃棄物広域処理に関する図上訓練を実施する。	5,375	5,377	7,649	20,129	12,020
18	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理の推進のため、(独)環境再生保全機構が所管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ補助する。	14,774	13,983	1,815	—	—
19	廃棄物処理計画等策定事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の排出抑制、減量化・資源化等の目標を定め、廃棄物の適正処理を推進するため、岡山県廃棄物処理計画を策定するとともに、同計画における産業廃棄物に係る数値目標等の進行管理を行うため、毎年度、岡山県内の産業廃棄物の排出量、最終処分量等の実態調査を行う。	3,268	2,568	2,789	6,510	9,967
20	事業系一般廃棄物削減ガイドライン策定事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	事業系一般廃棄物対策の参考となるガイドラインを取りまとめ、市町村に周知する。	4,060	—	—	—	—
21	育成支援事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	処理業者の資質向上のための研修会等の事業や設備整備支援事業に補助を行う。	16,416	15,895	18,090	16,188	14,140
22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	P C B 廃棄物の適正な保管及び処理体制の整備を図るため、P C B 使用安定器の保有状況について調査を実施する。	—	—	29,078	27,613	—

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
23	環境保全型畜産確立対策推進事業	適正処理の推進	畜産課	家畜排せつ物に起因する苦情問題が複雑化しており、解消に向けては畜産側だけに限らない総合的な指導が必要となっている。 このため、畜産農家に対する処理技術指導及び生産された堆肥の利用促進に向けた普及啓発活動を展開し、資源リサイクルの円滑化による家畜排せつ物の適正管理を推進する。	2,213	2,091	2,227	1,475	2,059
24	大規模畜産農家畜産環境整備支援等事業	適正処理の推進	畜産課	大規模畜産農家や畜産団地で発生する家畜排泄物について、畜産農家に対する、より集中的な技術指導の実施及び堆肥処理に要する購入等費用を助成することで、良質堆肥の生産を推進するとともに流通の促進を図る。	1,342	3,938	2,220	4,157	4,061
25	農業用使用済みプラスチック適正処理等推進事業	適正処理の推進	農産課	農業用使用済みプラスチックの適正処理や排出抑制について、農業者や農業団体への周知及び指導の徹底を図る。	—	—	—	—	166
26	不法投棄防止啓発事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	新聞広告、ラジオ等により不法投棄防止に関する普及啓発を行う。	3,288	2,948	3,082	3,250	3,054
27	県外搬入指導取締事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	県外からの不法投棄を未然に防止するため、収集運搬車両の路上検査を行う。	1,133	909	883	834	927
28	監視指導体制強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の不適正処理に関する監視指導業務の専門職員（非常勤）を配置する。	54,090	53,715	54,695	60,465	64,225
29	不法投棄等監視強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	民間警備会社に監視パトロールを委託するとともに、監視カメラによる監視を行う。	10,648	9,870	13,547	15,537	16,352
30	不法投棄防止ネットワーク化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	不法投棄110番の設置、発見通報協定の締結、不法投棄等の上空監視等を行う。	7,965	8,146	7,937	7,810	7,979

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
31	対応力強化事業	適正処理の 推進	循環型 社会推 進課	悪質化・巧妙化する産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため、研修等により指導担当職員の技術的、法的、経理的対応能力の向上を図る。	—	40,248	14,747	10,684	7,503
32	アスベスト濃度調査事業	適正処理の 推進	環境管 理課	解体等現場周辺におけるアスベスト濃度調査及び環境調査を実施する。	2,695	3,748	4,551	3,853	2,004
33	有害化学物質対策調査事業	適正処理の 推進	環境管 理課	残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質等について、水環境中の存在実態を把握する。	11,292	11,293	11,293	11,279	18,971
34	最終処分場周辺大気環境監視事業	適正処理の 推進	環境管 理課	寺間大気環境測定局の機器を整備し、産業廃棄物最終処分場の稼働に伴う周辺大気への影響を継続監視する。	—	—	—	—	1,262
35	環境保全及び保健衛生行政の基礎資料となる調査研究	適正処理の 推進	環境保 健セン ター	環境中有害化学物質の分析・検索技術の開発に関する研究、廃棄物最終処分場の排水等に係る適正かつ低コストな処理方法の検討に関する研究等を行う。	728	728	623	416	641
36	運営費	適正処理の 推進	環境保 健セン ター	不適正処理発見時の迅速かつ高度な分析に必要な分析機器の運用及びC3施設等の維持を行う。	15,052	14,674	13,693	14,529	14,984
37	最終処分量削減のための調査・分析事業	適正処理の 推進	循環型 社会推 進課	本県の産業廃棄物の最終処分量の一層の削減に向け、排出や最終処分等の現状・課題の調査・分析を行う。	—	6,348	2,679	—	—

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
38	ごみゼロ 社会推進 事業	意識の改革	循環型 社会推 進課	①岡山県ごみゼロ社会 プロジェクト推進会議 を開催し、県民・事業 者・行政が協働で3R を推進する。 ②3R活動推進フォー ラムに参加する。 ③ごみの減量化やリサ イクルをテーマとした ポスターコンクールを 実施する。 ④基準に合致したリサ イクル製品を岡山県エ コ製品に認定する。ま た、再生品の使用促進 指針を定め、リサイク ル製品の需要を喚起す る。	1,312	1,613	1,054	1,538	1,478
39	おかや ま・もっ たいない 運動推進 事業	意識の改革	循環型 社会推 進課	①「おかやま・もっ たいない運動」推進フォ ーラムを開催し、「も ったいない」精神の普 及啓発を行う。 ②家庭でのごみ減量化 等に取り組むエコチャ レンジコンテストを実 施する。	4,725	4,053	4,491	3,581	4,467
40	エコライ フ推進事 業	意識の改革	循環型 社会推 進課	レジ袋の削減を通して 県民の意識改革を図 り、環境問題に取り組 むきっかけづくりを行 う。	5,490	6,609	6,215	6,901	3,701
41	食品ロ ス・家庭 ごみ削減 促進事業	意識の改革	循環型 社会推 進課	多方面からの啓発を展 開し、食品ロスを中心 とした家庭ごみの削減 を図る。	—	12,392	15,374	20,746	19,169
42	協働によ る環境学 習推進事 業	意識の改革	新エネ ルギ ー・温 暖化対 策室	県民により身近なNP O等環境団体同士が情 報交換をする場を設 け、関係団体が連携し て行う環境学習につ いて支援する仕組みを 構築し、行政とNP O等との協働による環 境学習を推進する。	19,048	19,446	20,781	20,610	22,245

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
43	移動環境 学習車運 営事業	意識の改革	新エネ ルギ ー・温 暖化対 策室	山陽新聞の販売店で構 成される山陽会から山 陽新聞社創立130周 年記念事業の一環とし て、平成21年3月に 県に対して寄贈された 「移動環境学習車及び 装備品一式」を環境学 習の推進に活用する。	72	143	24	134	18
44	環境学習 エコツア ー事業	意識の改革	新エネ ルギ ー・温 暖化対 策室	環境問題を身近な問題 と捉えて環境保全意識 を高揚するため、資源 循環を推進している先 進的企業や廃棄物処理 施設等の環境関連施設 を実際に見学体験等を する機会を提供する。 (小中学校や地域団体 等を対象とする団体向 けコースと、個人参加 を募集する個人向けコ ース(年3回)の2種類 がある。)	10,844	10,667	10,482	4,547	5,383
45	児島湖再 生事業	意識の改革	環境管 理課	児島湖畔でヨシ原の刈 取り、ヨシの再利用、 及び体験学習を実施す ることにより、バイオ マスの活用と県民のリ サイクル、環境保全意 識の高揚を図る。	8,144	8,134	6,589	7,590	7,590
46	スーパー エンバイ ロメント ハイスク ール研究 開発事業	意識の改革	高校教 育課	廃棄物のリサイクル技 術の研究・開発など環 境教育を重点的に行う 学校をスーパーエンバ イロメントハイスクー ルに指定する。 カリキュラムの開発、 大学や研究機関との効 果的な連携方策等につ いて研究を推進し、課 題に気づき、その解決 に積極的に取り組むこ とのできる人材の育成 を図るとともに、環境 教育に関する教材を開 発する。	627	5,254	10,980	3,594	13,848

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
47	地球温暖化防止活動推進センターと連携した推進員の支援	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	地球温暖化防止対策の推進のため、法律に基づいて委嘱している岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の推進を図る。	1,552	1,630	1,576	1,440	1,623
48	アースキーパーメンバーシップ推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	県民、事業者が、地球温暖化防止のため環境負荷低減活動（環境への影響を減らす活動）について自らの取組目標を定めて、「アースキーパーメンバーシップ」として登録し、一定期間の状況を報告する制度を推進する。	9,430	7,834	8,346	8,472	7,155
49	エコアクション21認証取得推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	エコアクション21を新たに取得する事業者に対して取得に係る経費の一部を補助する。	2,116	364	300	252	375
50	晴れの国ブルースカイ再生事業	意識の改革	環境管理課	稲わらの野焼きについて、農業関係団体等と連携しながら稲わらの有効利用のための支援や啓発活動を行うことで、PM2.5の排出を抑制し、安全で快適な生活環境を保全する。	—	—	—	12,281	9,756
51	おかやまの美しい海、海ごみクリーンアップ事業	意識の改革	循環型社会推進課	海ごみの発生抑制対策のため美化意識を行う経費及び海ごみの回収、処理及び発生抑制事業を行う市町村に経費を補助する。	—	12,850	—	—	7,105
52	きれいな生活環境づくり促進事業	意識の改革	循環型社会推進課	環境美化活動を行っている団体の活動をPRするとともに、ごみ拾いアプリ「ピリカ」をカスタマイズし、岡山県のみを集計を可能とするウェブサイト「ピリカおかやま」を開設する。	4,175	4,322	3,441	2,303	2,173

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当 課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
53	中小企業 3R 推進 アドバイザー派遣 事業	意識の改革	循環型 社会推 進課	中小企業にアドバイザーを派遣し、廃棄物削減に向けた取組方法のアドバイスを行う。	4,157	4,558	4,989	6,009	6,624
54	プラスチ ック製品 3R セミ ナー開催 事業	意識の改革	循環型 社会推 進課	プラスチックの3Rを進め、美しく快適なおかやまを目指す。	—	—	5,215	2,672	6,196
55	廃プラス チック削 減に係る 調査・分 析事業	意識の改革	循環型 社会推 進課	廃プラスチック類の排出量や最終処分量の削減のための有効な対策を取りまとめる。	—	—	4,812	—	—
56	おかやま プラスチ ックスマ ート運動	意識の改革	循環型 社会推 進課	廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている中、県民及び事業者による主体的な廃プラスチックの削減に向けた取組を促す。	—	—	—	6,183	—
57	海面ア ダ プト事業	意識の改革	水産課	海洋レジャー関係団体等が実施する海面清掃への支援を実施する。	112	126	127	88	122

産業廃棄物処理税の用途事業（岡山市・倉敷市）

岡山市

(金額：千円)

事業名	充当方針 三本柱の 種類	担当課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
産業廃棄物 対策事業	適正処 理の推 進	産業廃棄物 対策課	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物監視班(県警OB)による、産業廃棄物排出者及び産業廃棄物処理業者等への立入検査・監視指導を行い、産業廃棄物の適正処理を指導する。 産業廃棄物の不適正処理に係る苦情・相談等に対し、機動的な対応を実施する。 産業廃棄物処理施設等から発生する排ガス、浸出水等の行政検査等を実施し、産業廃棄物の処理状況を確認する。 	118,523	119,797	122,209	122,053	113,612
不法投棄等 対策事業費	適正処 理の推 進	産業廃棄物 対策課	山間部等での不法投棄の未然防止及び早期発見に資するため、市消防局の協力を得て、消防ヘリコプターによる上空からの監視を実施する。	910	2,605	960	842	1,159

倉敷市

(金額：千円)

事業名	充当方針 三本柱の 種類	担当課室	事業の概要	H29	H30	R元	R2	R3
循環型社会 推進モデル 事業施設整 備補助事業	産業活 動の支 援	産業廃棄物 対策課	循環型社会の推進を目的として、岡山県資源循環推進事業（施設整備事業）に承認された先進的な事業に対して補助金を交付することにより、事業支援を行う。	—	5,625	—	—	—
環境配慮経 営促進補助 事業	産業活 動の支 援	環境政策課	中小企業が環境マネジメントシステムであるエコアクション21についての認証の更新の際に、補助金を交付することにより産業活動における環境負荷の低減を図る。	518	727	281	304	109

事業名	充当方針 三本柱の 種類	担当課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
監視指導体制強化事業	適正処理の推進	産業廃棄物対策課 一般廃棄物対策課 環境施設室	産業廃棄物の排出事業者や処理業者による不適正処理を防止するため、産業廃棄物監視指導員を配置するとともに、産業廃棄物対策の研修等に職員が参加し技能を高めることにより指導体制の強化を図る。	20,940	38,715	34,857	35,371	22,308
不法投棄防止対策事業	適正処理の推進	産業廃棄物対策課 環境衛生課 耕地水路課 開発指導課 環境施設室	<p>廃棄物の不法投棄を未然に防止し、又は早期に発見するため、監視体制を充実及び強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間不法投棄等監視パトロール（休日夜間の不法投棄等監視業務を民間警備業者に委託実施） ・航空機による上空監視業務、啓発広報放送飛行業務 ・ボランティア不法投棄監視員等による監視パトロール ・不法投棄監視用資材の導入（カメラ等） 	19,113	23,677	21,680	21,832	18,718
産業廃棄物処理施設及び周辺環境調査事業	適正処理の推進	産業廃棄物対策課 環境政策課	最終処分場等の産業廃棄物処理施設の排ガス、排水を監視するとともに、周辺環境への影響の有無を確認し、生活環境の保全に努める。	24,250	32,906	16,234	16,603	16,469
ごみポイ捨て防止啓発事業	意識の改革	環境政策課 環境衛生課 市民活動推進課	市民、民間団体、行政が一体となり、ポイ捨てされたごみの清掃活動を通じてごみのポイ捨て防止やリサイクルについての意識高揚を図るとともに、不法投棄啓発用看板等を設置し、意識啓発を行う。	2,533	1,880	2,990	2,202	1,690

事業名	充当方針 三本柱の 種類	担当課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
環境啓発イベント実施事業	意識の 改革	一般廃棄物対策課 環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・「リサイクルフェア in ぐらしき」の開催 産業廃棄物の適正処理の推進、市民に対する廃棄物の減量及び5Rの推進に向けた意識改革を図ることを目的に環境啓発イベント「リサイクルフェア in ぐらしき」を実施する。 ・「ぐらしき環境フェスティバル」の開催 環境月間に環境学習センターにおいて、全市民を対象にした環境関連の総合的な普及啓発事業として「ぐらしき環境フェスティバル」を開催し、循環型社会形成へ向けた市民の意識啓発・向上を図る。 	8,047	3,380	8,386	104	3,475
環境学習推進事業	意識の 改革	一般廃棄物対策課 環境政策課	<p>倉敷市の環境や廃棄物についての年次報告書である環境白書や清掃事業概要を発行し、市民に倉敷市の環境の状況をお知らせするとともに、環境学習の拠点となる環境学習センターやリサイクル推進センターにおいて、様々な環境学習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境白書及び清掃事業概要の発行 ・市民の環境に対する意識調査の実施 ・環境関係の図書や学習機材の整備 ・環境学習センターにおける環境学習講座等の開催 ・リサイクル推進センターにおける各種リサイクル講座の開催 ・マイはしマイバックづくり体験講座の開催 ・5R推進事業者等の表彰 ・廃棄物の減量化、再資源化等に関する啓発用冊子等の作成など 	11,967	8,746	10,627	18,421	10,204

事業名	充当方針 三本柱の 種類	担当課室	事業の概要	H29	H30	R 元	R2	R3
バイオディーゼル燃料 化啓発事業	意識の 改革	一般廃棄 物対策課	廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造し、倉敷市の公用車等に使用する。これにより、廃食用油のリサイクルを行うとともに、小学生等のプラント見学やバイオディーゼルを燃料とするカートの体験乗車を通じて、廃食用油等のリサイクルについての理解を深める。	1,894	814	794	887	981
地球温暖化 対策学習推 進事業	意識の 改革	環境政策課 保育・幼 稚園課 教育企画 総務課 教育施設課	地球温暖化防止及び省エネルギー生活の推進のため、緑のカーテンの普及をはじめとする啓発活動を行う。特に学校園において、児童等が参加することにより、幼少期からの環境に対する意識付け・環境教育を行う。 ・緑のカーテンコンテスト ・学校園における緑のカーテン事業 ・学校園の芝生化 ・小学校への出前講座「エコライフチャレンジ」	13,076	10,830	4,758	3,379	3,533

都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況

道府県名	税の名称	導入年月日	税率(円/t)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等		
				最終処分場への搬入	中間処理施設又は最終処分場の搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	焼却処理・最終処分業者特別徴収	毎月	年4回	年1回	あり	なし	
三重県	産業廃棄物税	H14.4.1	1,000		○				○				○	○	
鳥取県	産業廃棄物処分場税	H15.4.1	1,000	○				○				○		○	
岡山県	産業廃棄物処理税		1,000	○				○			○				○
広島県	産業廃棄物埋立税		1,000	○				○			○			○	
青森県	産業廃棄物税	H16.1.1	1,000	○				○				○		○	
岩手県	産業廃棄物税		1,000	○				○				○			○
秋田県	産業廃棄物税		1,000 指定副産物:250	○				○				○			○
滋賀県	産業廃棄物税		1,000		○				○				○	○	
新潟県	産業廃棄物税	H16.4.1	1,000	○				○				○			○
奈良県	産業廃棄物税		1,000	○				○				○			○
山口県	産業廃棄物税		1,000	○				○				○		○	

道府 県名	税の名称	導入 年月日	税率 (円/t)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・ 減免等	
				最終処分場への搬入	中間処理施設又は最終処分場の搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	焼却処理・最終処分業者特別徴収	毎月	年4回	年1回	あり	なし
宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000	○			○				○		○	
京都府	産業廃棄物税		1,000	○			○				○			○
島根県	産業廃棄物減量税		1,000	○			○				○		○	
福岡県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分: 800			○			○		○		○	
佐賀県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分: 800			○			○		○		○	
長崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分: 800			○			○		○		○	
熊本県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
大分県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分: 800			○			○		○		○	
宮崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分: 800			○			○		○		○	
鹿児島県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分: 800			○			○		○		○	

道府 県名	税の名称	導入 年月日	税率 (円/t)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・ 減免等	
				最終処分場への搬入	中間処理施設又は最終処分場の搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	焼却処理・最終処分業者特別徴収	毎月	年4回	年1回	あり	なし
福島県	産業廃棄物税	H18.4.1	1,000	○			○				○		○	
愛知県	産業廃棄物税		1,000 自社処分: 500	○			○			○			○	
沖縄県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
北海道	循環資源利用促進税	H18.10.1	1,000	○			○				○		○	
山形県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	1,000 自社処分: 500 ※最終処分業者を除く	○			○				○		○	
集 計				19	2	6	19	2	6	7	18	2	21	6

[参考] 産業廃棄物処理関係税の導入状況

■・・・産業廃棄物処理関係税を導入している道府県

